
鳥取県教育振興基本計画

基本理念

自立した 心豊かな 人づくり

平成21年3月20日

鳥取県教育委員会

「鳥取県教育振興基本計画」と「鳥取県将来ビジョン」等との関わり

鳥取県の将来ビジョン { 期間 H21 ~ 30 }

趣旨・性格
県民と共有すべき、今後概ね10年後の鳥取県の目指すべき姿

目指す鳥取県の姿
みんなで創ろう「活力 あんしん 鳥取県」
～ 心豊かな充実生活をめざして

【ひらく】 地域で・県外で・国外で新時代に向かって扉をひらく
・法定雇用率、三徳山の世界遺産登録

【つなげる】 様々な活動・力をつなげ、結集して、接続可能で、魅力あふれる地域を創る

【守る】 鳥取県の豊かな恵み・生活を守り次代へつなぐ
・鳥取県版環境管理システム (TEAS) の取得

【楽しむ】 いきいきと楽しみながら充実した生活を送る
・本県の豊かな歴史、自然・環境、食、文化等を知り、楽しむ
・芸術文化の振興、スポーツ振興
・いつでもどこでも学べる環境づくり

【支え合う】 お互いを認め、尊重して、支え合う
・人権の尊重、男女共同参画社会、多文化共生社会

【育む】 次代に向けて、躍動する「ひと」を育む
地域みんなで応援する「すこやか子育て」「人財・鳥取」の推進
・「知の拠点」としての高等教育機関等の地域連携等
・地域に信頼され、地域の要請に応えられる学校づくり
・「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育
・家庭・地域の教育力を確立し、地域社会を支える「人財」を地域全体で育てる「地域循環型」教育の推進
・身近なものから最先端のものまで、科学・ものづくりに触れる機会を増やし、創造的で人間力を持った「人財」を育成

将来ビジョンの中で、密接な関連があるものを「・」で抜き出したもの

- 関連する「計画等」**
- ・とっとり21世紀青少年育成基本構想
 - ・鳥取県文化芸術振興条例
 - ・とっとり子ども未来プラン
 - ・食のみやことっとり食育プラン
 - ・鳥取県における公民館振興策
 - ・鳥取県における今後の特別支援教育の在り方
 - ・鳥取県スポーツ振興計画
 - ・子どもの読書活動推進ビジョン
 - ・鳥取県幼児教育振興プログラム
 - ・高等学校教育改革基本計画(仮称) など

21世紀鳥取県教育ビジョン
(H12.5県教育委員会策定)
～子どもの教育中心に構成～

「基本的な考え方」「取組の方向」等を踏まえ拡充

教育振興基本計画
教育基本法 § 17
(H20.7.1閣議決定)

参照

鳥取県教育振興基本計画 { 期間 H21 ~ 25 }

本県教育の目指す取組の方向性を示すもの

基本理念: 「自立した 心豊かな 人づくり」

目指す人間像	「自立して」生きていく 「社会の中で、社会を支えて」生きていく 「健やかで、心豊かに」生きていく 「ふるさと鳥取県に誇りをもち、一人ひとりを大切に」生きていく
--------	--

- 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり
・社会全体(学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政)で取り組む教育の推進
・教育の原点である家庭教育の充実
・活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援
- 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進
・学力向上の推進
・豊かな人間性、社会性の育成
・健やかな心身の育成
・社会の進展に対応できる教育の推進
・幼児教育の充実、特別支援教育の充実
- 学校教育を支える教育環境の充実
・児童・生徒減少期における学校の在り方
・教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進
・使命感と指導力を備えた教職員の養成・確保・配置
・安全・安心な教育環境の整備
・私立学校への支援の充実
- 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用
・文化・芸術活動の一層の振興、
・文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり
- スポーツの振興
・心豊かで活動的なスポーツ社会の構築
- 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり
・県民との協働による開かれた教育行政の推進
・市町村・国・高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

「PDCA」サイクルの活用

毎年度「アクションプラン」を策定

「教育行政の点検・評価結果」を公表、次年度の「アクションプラン」に反映

教育関係

目 次

鳥取県教育振興基本計画の策定にあたって	1
鳥取県の現状と方向（「鳥取県の将来ビジョン」より抜粋）	3
鳥取県教育の現状と課題	5
今後取り組む鳥取県教育の基本理念「自立した 心豊かな 人づくり」	13
施策の方向性 = 今後5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策 =	15
1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり	16
（1）社会全体（学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政）で取り組む教育の推進	17
（2）教育の原点である家庭教育の充実	19
（3）活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援	21
2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進	24
（1）学力向上の推進	25
（2）豊かな人間性、社会性の育成	29
（3）健やかな心身の育成	31
（4）社会の進展に対応できる教育の推進	35
（5）幼児教育の充実	37
（6）特別支援教育の充実	39
3 学校教育を支える教育環境の充実	41
（1）児童・生徒減少期における学校の在り方	42
（2）教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進	43
（3）使命感と指導力を備えた教職員の養成・確保・配置	45
（4）安全・安心な教育環境の整備	46
（5）私立学校への支援の充実	48
4 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用	49
（1）文化・芸術活動の一層の振興	50
（2）文化財を大切に、身近に感じ、親しむことができる地域づくり	51
5 スポーツの振興	52
（1）心豊かで活動的なスポーツ社会の構築	53
6 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり	55
（1）県民との協働による開かれた教育行政の推進	56
（2）市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進	57
施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項	58
参考 数値目標一覧	59
平成21年度「アクションプラン」	別冊資料

「鳥取県教育振興基本計画」の策定にあたって

趣 旨

制定から約60年を経た教育基本法の改正、それに伴う教育改革3法の改正など、近年、国においても教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた改革が進められるとともに、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明示し、教育の振興に関する施策の推進を図るための基本的な計画（教育振興基本計画）が策定されました。

本県においても、地域で様々な活動を行う「活力」があふれ、また、心の豊かさを実感しながら充実した生活を「あんしん」して送ることのできる鳥取県をつくるための「鳥取県の将来ビジョン」が策定され、特に「人財(地域の宝である人材)の養成（鳥取県における人づくり・教育）」が重視されています。

現在の知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化など、社会がより大きく変化していくなか、県民一人ひとりが幸福で充実した生涯を実現する上でも、また、本県をより良い方向に変え、一層の発展を遂げていく上でも、その礎となるのは「人づくり」であり「教育」です。

鳥取県教育委員会でも、平成12年に、今後10年間を見通した教育の方向性を、子どもの教育を中心に「21世紀鳥取県教育ビジョン」としてまとめ、基本理念に「やさしさとたくましさを併せ持つ子どもたちを育てるために」を据えて、県内のすべての大人が教育者であるとの認識のもとに推進してきました。

この教育ビジョンの「基本理念」や「めざす人間像」、「学校・行政、家庭、地域社会の役割」などは、現在でも大切な視点が多く、生涯学習など鳥取県教育全体の振興を考えた時に足りない視点を加えていく方法で発展的解消を図りつつ、今後、鳥取県教育が目指すべき方向性を県民に示し、県民一人ひとりが各自の役割を認識して、社会全体で教育を推進していくものとして、鳥取県版の教育振興基本計画を策定することとしました。

知識基盤社会

平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉で、21世紀は、いわゆる「知識基盤社会（knowledge-based society）」の時代であると述べられています。

「知識基盤社会」とは、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義されています。

なお、答申では「知識基盤社会」の特長として次のようなことが挙げられています。

- 1) 知識には国境がなく、グローバル化が一層進む。
 - 2) 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。
 - 3) 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。
 - 4) 性別や年齢を問わず参画することが促進される。
-

性 格

国は、改正教育基本法で示された、新しい時代にふさわしい教育の実現のための、個人の尊厳などの普遍的な理念や、道徳心、自律心、公共の精神といった、今後重視すべき理念の実現に向けて、新たに教育振興基本計画を策定しました。

鳥取県教育委員会では、21世紀鳥取県教育ビジョンをはじめとしたこれまでの計画の総括等を行うとともに、国が策定した教育振興基本計画を参考に「鳥取県の将来ビジョン」さらに、県民の意見を反映させながら、教育基本法第17条第2項の規定に基づくものとして鳥取県教育振興基本計画を策定しました。

この計画は、中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組みの方向を示すもので、今後の鳥取県教育の基本指針となるものです。

さらに、教育関係機関や団体をはじめ、県民、NPO、住民団体や地域を支える団体、企業、大学、市町村等の様々な主体と連携・協働して取り組むための共通の指針となるものです。

今後、毎年度の予算編成において、教育現場や県民の声を聴きながら、具体的な施策や個別の事業を立案・実施することにより、この鳥取県教育振興基本計画の実現を図っていきます。

構 成

計画期間としては、10年先の日本の姿、鳥取県の姿がどうあるかを見据えて、今後5年間の計画をつくります。(鳥取県の将来ビジョンとその目指す将来像は一致しており、将来ビジョンとも十分な連携を図りつつ策定しました。)

今後10年間を通じて鳥取県教育が目指すべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえた具体的な人間像を「目指す人間像」として示しました。

鳥取県教育の抱える諸課題を解決するため、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき方向性を「施策の方向性」としてまとめました。

具体的な施策を実施するにあたっては、「施策の方向性」ごとに、5年間あるいは年度毎に達成しようとする目標や目標値を設定し、毎年度の取組みを検証・評価できるようにするとともに、新たな取組みへの反映などに生かしていくこととします。

なお、本県教育を振興するため、県教育委員会の所管する分野だけでなく、広く教育行政全般、文化振興やスポーツ振興、文化財行政や高等教育機関に関することについても必要なものは積極的に盛り込みました。

鳥取県の現状と方向（「鳥取県の将来ビジョン」より抜粋）

（１）鳥取県の置かれている厳しい現状の認識

平成19年10月1日現在の人口推計で、鳥取県の人口は60万人を下回りました。近年の傾向として、自然減に加えて、転入者の減少による社会減が拡大しています。

また、推計（平成19年5月）によると、鳥取県の人口は今後一層減少が進み、平成47年には50万人を下回るものとされています。人口構成も、老年人口割合（65歳以上）が34.5%と高く、生産年齢人口割合（15～64歳）が低くなるものとされており、たとえ人口が減少しようとする活力を持続できる地域社会を形成することが必要となっています。

大都市圏と地方圏との間には、依然として大きな地域間格差があり、拡大する傾向にあります。

- ・ 産業基盤がぜい弱でインフラ整備も遅れており、財政力も十分でなく、産業基盤に強い地域との格差が拡大する傾向にあります。
- ・ 地域経済は低迷を続けており、小規模事業者が多く、下請構造から脱し切れていないことから、期待される地域経済の活性化等の役割を果たすことが厳しい状況にあります。
- ・ 有効求人倍率も低迷しており、若年層の早期退職や非正規雇用が増加し、県内における雇用の確保が喫緊の課題であります。
- ・ 一人当たりの県民所得は、231万円（平成17年度）で、全国40位であり、大都市圏との格差は拡大の傾向にあります。

過疎・中山間地域では、少子・高齢化や人口・世帯数の減少に伴い、地域産業・生産活動が衰退し、地域コミュニティを支える住民自治活動ができなくなるなど、日常生活を地域で支えることが困難となっている地域も見られます。

県債残高は、行財政改革の効果もあり、以前の著しい傾向は現在は抑制されつつありますが、依然として予算規模の2倍近い残高を抱えています。基金残高は減少を続け、平成19年度末には400億円となっています。

（２）鳥取県の持つポテンシャル（潜在的な力）等と活路を見出す方向性

人口の減少傾向に歯止めをかけるため、次のような取組（抜粋）を始めとする各種施策・対策を総合的に展開します。

- ・ 地域で「人財（地域の宝である人材）」を育てる「地域力」を強化します。
また、学校等において、鳥取県の特長を生かした多様でたくましい「人財」を育成します。高等教育を受ける機会を拡大・充実します。
- ・ 学卒者等の県内就職を推進します。
- ・ 住環境、教育環境等を充実させます。など。

「顔が見えるネットワークで協働・連携」することにより、県民、NPO、住民団体や地域活動を行う者・団体等の知恵と力を結集します。

- ・ 新たな地域づくり・ネットワークづくりを展開し、その中で地域を支える「人財」を養成するほか、地域全体で応援する子育て、家庭・地域全体で考え、支える教育等の取組を重点的に進めます。
- ・ 県が持つ情報を分かりやすく県民に提供し、皆が情報を共有します。地域づくりの主役である県民等の活動が円滑に進むよう、行政はそのサポートを行います。
- ・ 市町村との関係においては、県民等による様々な活動が円滑に進むよう、県と市町村とが連携・協力して、地域の課題を解決する体制の構築に向けた取組を進めます。

(3) 実現の手法

知恵と力の結集 = 「顔が見えるネットワークで協働・連携」

人と人、人と地域との結びつきが強く、コンパクトなまとまりがあり、コミュニケーションやネットワーク形成が容易である本県の特性を生かして、県民一人ひとり、NPO、住民団体や地域活動を行う者・団体、企業等のそれぞれの主体が、顔が見えるネットワークをつくり、協働・連携して取り組むことにより、総体として大きな成果をあげることを目指します。

地域で活躍する団体・「人財」の情報を発信・共有し、また、新たな「人財」を養成するとともに、そのような団体・「人財」が活躍できる場を作るなど、「次世代型の地域づくり・ネットワークづくり運動」を全県で展開します。

地域づくりを行う主役は県民、NPO、住民団体等であり、行政には、その支援や、その基礎となる環境づくり・基盤づくりをする機能が、今後重要になってきます。

「人財」の養成 = 鳥取県における「人づくり・教育」の重要性

人口最少県で、今後更に人口の減少傾向が続くと見込まれる鳥取県において、県民自らが創る、質の高い生活のできる「活力あしん鳥取県」を実現するためには、あらゆる分野において、多数の「人財」が知恵と力を発揮して活発に活動することが求められます。

特に、産業界・教育機関・金融機関や行政が連携し、地域一丸となって県内産業の活性化を支える高度な知識・技術・能力を持った「人財」を育成・確保することが求められています。

本県の「人財」の養成に魅力を感じる県外の方が本県にUJターンするような、本県の特性も踏まえた「人財」養成を進めます。

- ・ 地域で「人財」を育てる「地域力」の強化
人口が少ない本県においては、地域全体の力を高め、地域の中で優れた「人財」を育てていく必要があります。
例えば、学校自体も更に地域に開かれ、地域から信頼される「人づくり」に対する考え方を地域と共有するとともに、地域が学校を支援し、地域が積極的に人づくりに取り組むなど、地域力で教育・人づくりを進める体制を整えていく必要があります。
- ・ 鳥取県の特長を生かした多様でたくましい「人財」の育成
鳥取県で生まれ育つことの特長、長所を更に伸ばし、活用することで、「人財」の養成を進めます。
- ・ 地域全体で応援する子育て
本県は、人口当たりの保育所数、子育て支援の拠点実施割合等が全国的には上位にあるほか、三世帯同居率が高いなど、比較的子育てをしやすい環境にあります。より一層、子育てをしやすい環境の整備を進める必要があります。
- ・ 家庭・地域全体で考え、支える「共に育む教育」
これからの鳥取県の様々な活動を支え、地域づくりを進めていく「人財」を養成するためには、学習環境の整備や学力向上を含め、学校が家庭・地域と連携して、共に「人づくり」に取り組む必要があります。
これらの取組を進めることにより、「自立したたくましさ」「豊かな人間性・社会性」「地域を支える力」「コミュニケーション能力」「国際的な感覚・視野」など、社会で力強く生きる「人間力」を備え持つ、たくましい「人財」を養成していきます。

鳥取県教育の現状と課題

(1) 子どもたちの現状と課題

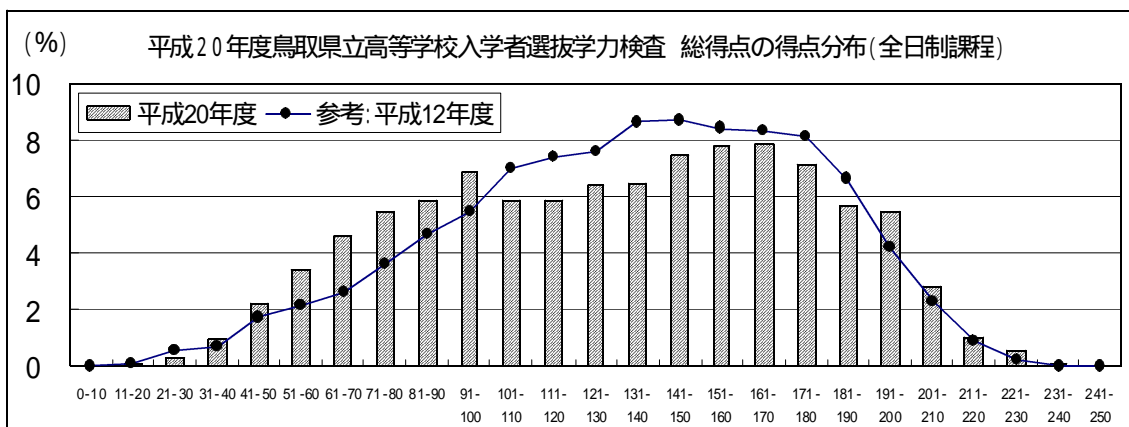
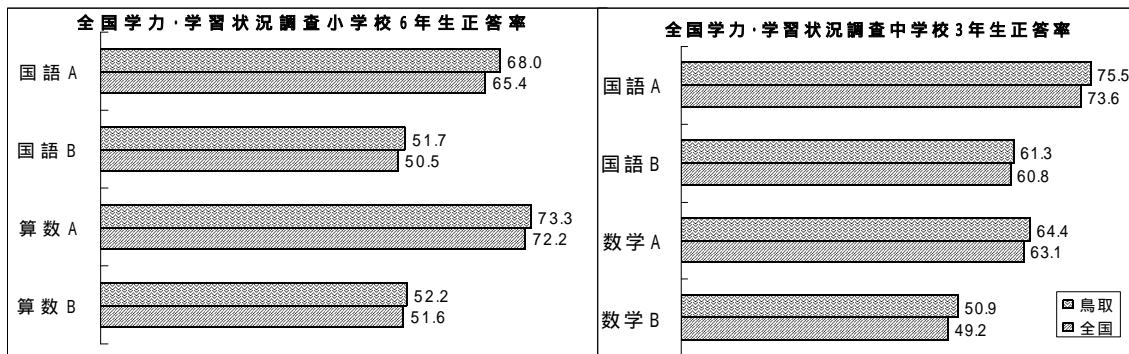
学力・学習意欲

県の基礎学力調査や全国的な学力調査の結果から、小中学生の学習内容の定着は「概ね良好」とされていますが、学力の二極化傾向や思考力・表現力、学習意欲や学習習慣の定着に課題が見られます。

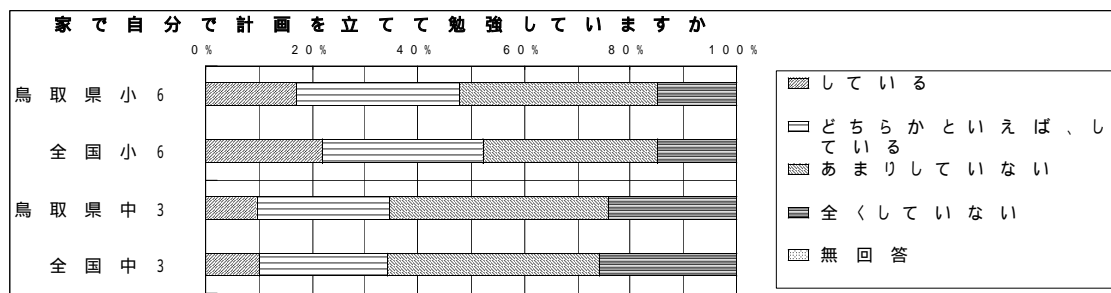
また、高等学校におけるアンケート結果からは、授業の在り方にも課題があることや、学校外ではほとんど勉強しない生徒が極めて多いという状況が明らかになっており、生徒が自らの将来の希望や選択する職業を見通し、社会において自立して生きるための学力を進んで身につける姿勢が必要となっています。

さらに、知識基盤社会の到来に当たり、基礎的・基本的な知識・技能の習得のみならず、それらを活用して、主体的に考え、判断し、表現したり、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力が求められており、こうした力を育むために、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を目指すことが必要です。

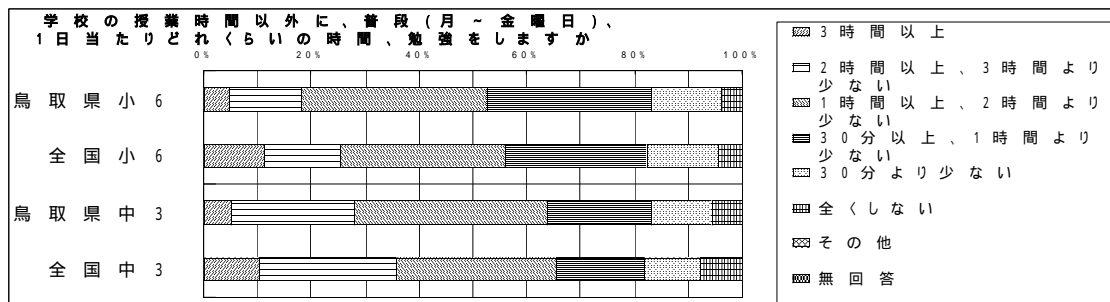
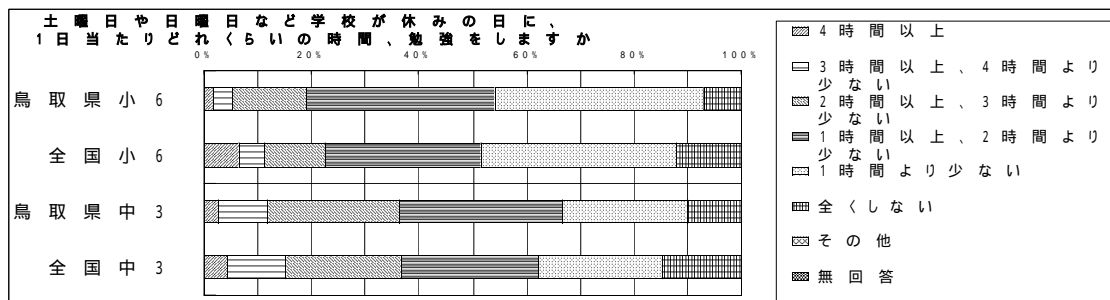
<平成20年度全国学力・学習状況調査質問紙調査結果より>



<平成20年度全国学力・学習状況調査質問紙調査結果より>



<平成20年度全国学力・学習状況調査質問紙調査結果より>



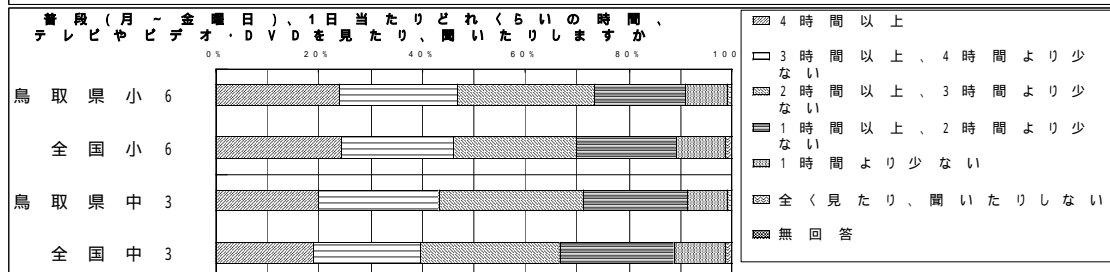
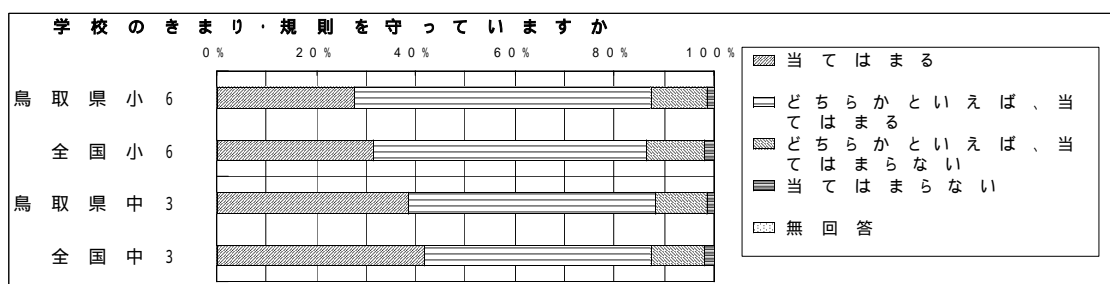
生活習慣・規範意識

毎日長時間、テレビ視聴や携帯電話、ゲームに時間を費やしたり、朝食欠食や偏食、不規則な食事などの食生活の乱れが問題となっており、慢性的な睡眠不足などの生活習慣の乱れや生活習慣病の低年齢化、ストレスに起因した心身の健康問題が深刻化しています。

また、児童生徒の性に関する意識の多様化(規範意識の低下)、性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒が増加傾向にあるとともに、10代の人工妊娠中絶率についても低下傾向を示しているものの、まだまだ憂慮すべき状況にあります。

さらに、生徒全般の規範意識が低い状況も見受けられます。

<平成20年度全国学力・学習状況調査質問紙調査結果>



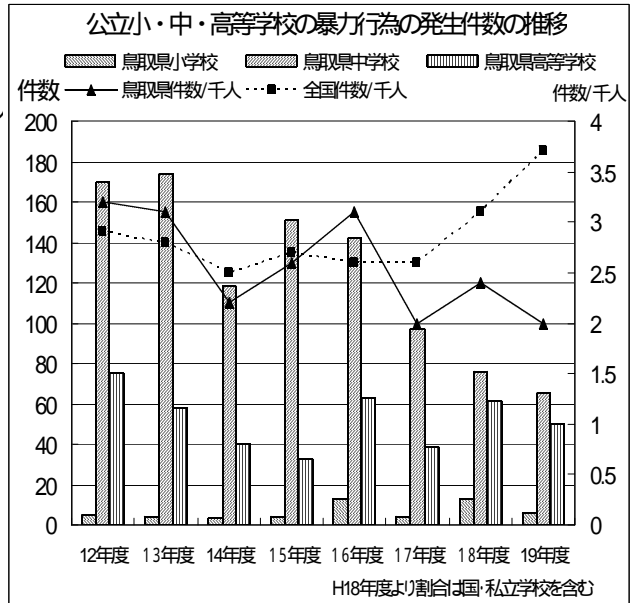
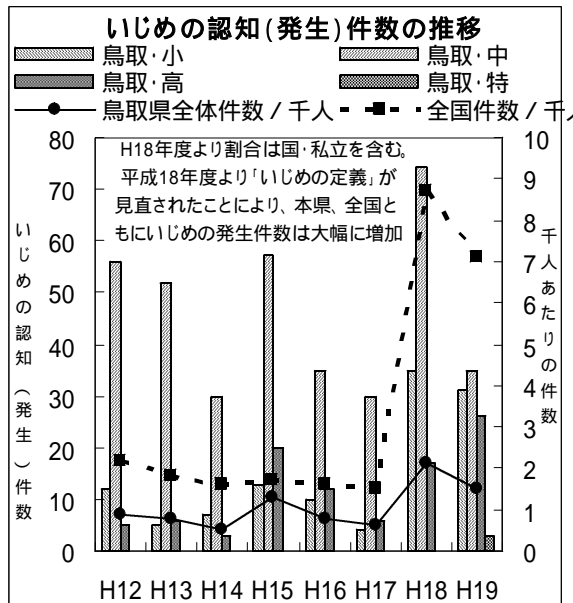
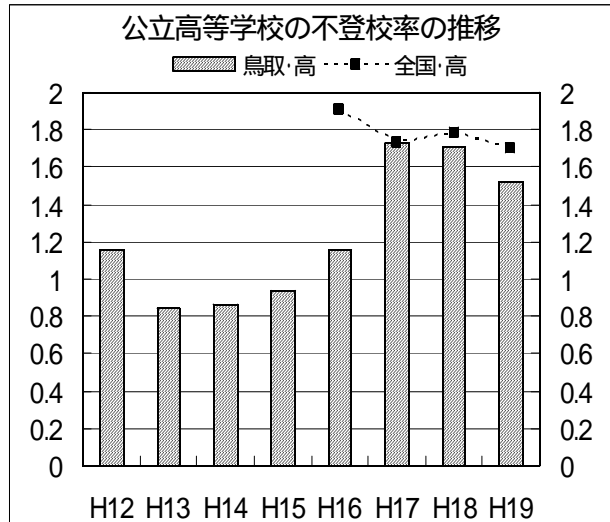
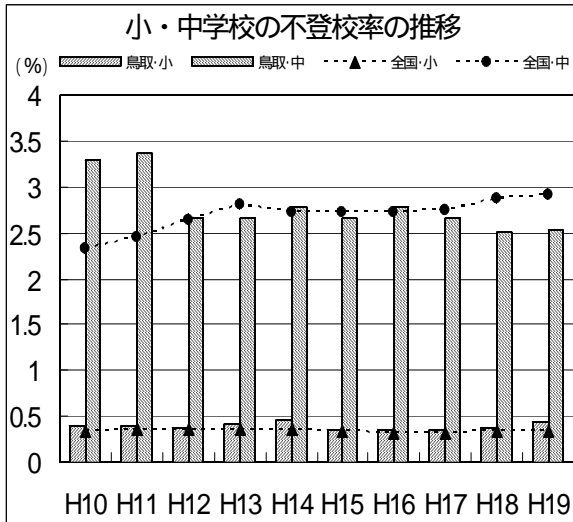
不登校・いじめ等の状況

不登校児童生徒の出現率(在籍者数に占める割合)は、平成19年度で、小学校は0.43%と全国平均の0.34%を上回り、中学校は2.53%と全国平均の2.91%を下回るものの近年、ほぼ横ばいの状況で、小・中学校の接続期の不登校の増加が懸念されています。公立高校の中途退学者はやや下降傾向です。いじめの認知件数の児童生徒に対する率は、全国平均を下回るものの依然として深刻な事例が見受けられます。

不登校は、子どもの成長の過程で様々な要因と背景により起こるものであり、不登校児童生徒は自分の自立のために今頑張っているという視点を地域や周囲の大人たちが持ち、見守り、寄り添い、支援していくことが大切です。

さらに、いじめ問題の背景の一つとして児童生徒の規範意識や責任感、思いやりの気持ちが低下するとともに、コミュニケーションが苦手なために、児童生徒同士でトラブルになりやすいという状況があります。

また、携帯電話やパソコン等を用いたいじめや振り込め詐欺などの問題等が増加している状況があり、情報モラルの育成が喫緊の課題となっています。

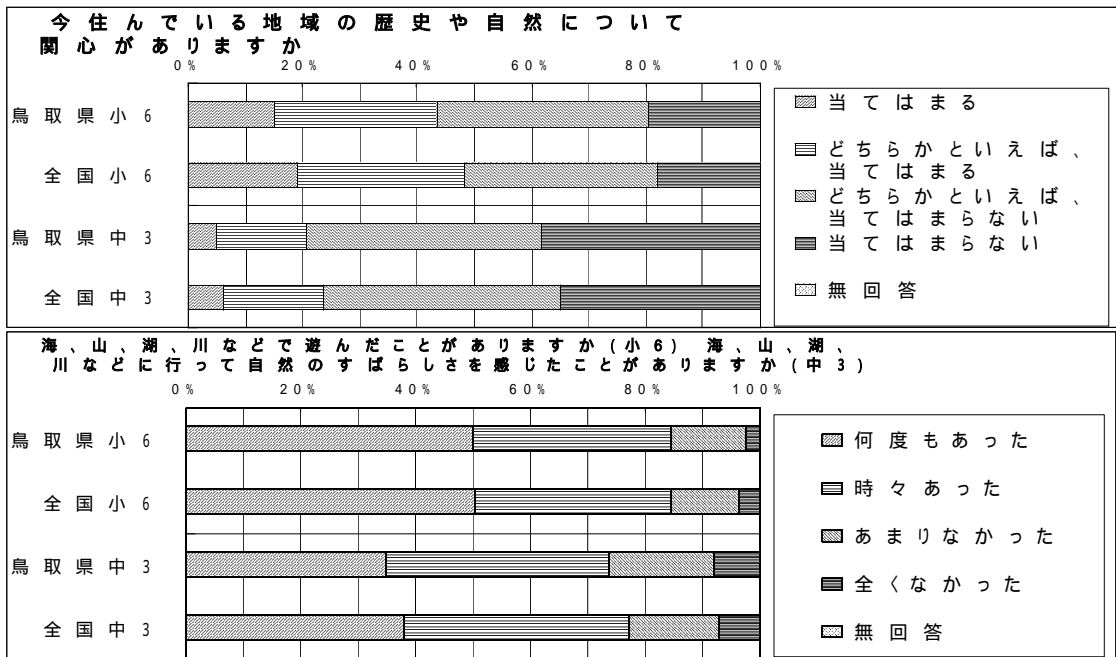


体験活動

人との関わり、自然体験、地域での社会的な体験とともに、家の手伝いなどの生活体験も減少しています。また、心に深く印象を与える活動や本物に出会う感動体験が不足しているとともに、学校現場においても、児童生徒の心に深く印象を与える活動や本物に触れ合う機会が学校の取組姿勢によってバラつきがあります。

併せて、地域よさ、鳥取県よさを、自然、人、文化をとおして学び、鳥取県を愛する姿勢を育てる必要性が高まっています。

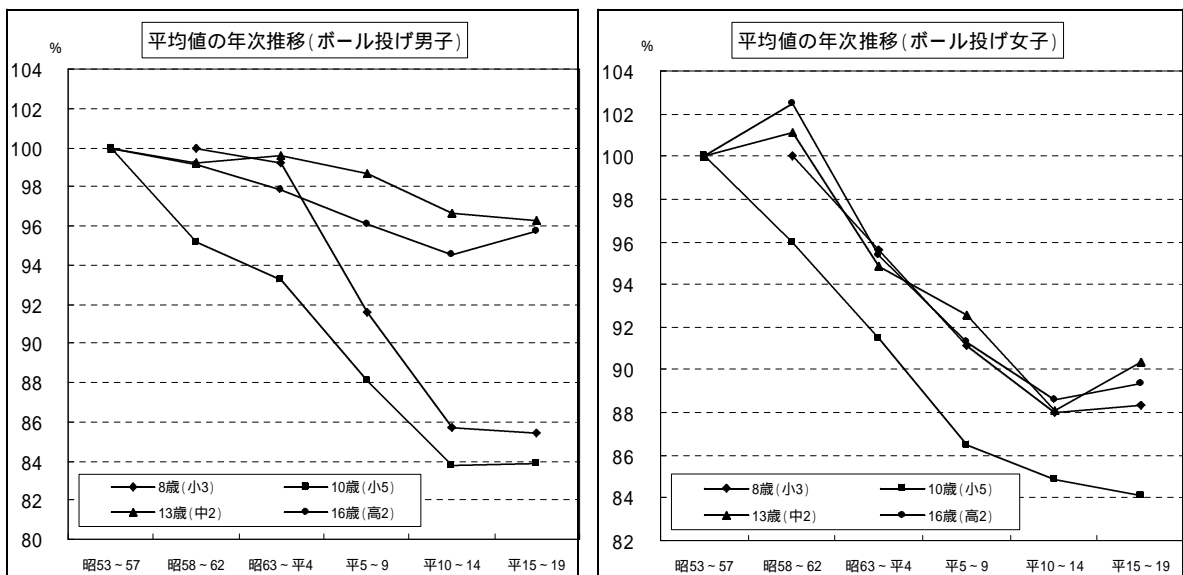
<平成20年度全国学力・学習状況調査質問紙調査結果より>



体力・運動能力

体力・運動能力は、「生きる力」の源であり基盤をなすものです。しかし、昭和60年ごろから児童生徒の体力・運動能力の低下傾向が続いており、その向上を図ることが重要な課題となっています。併せて、運動部活動等で活発に活動する児童生徒と、ほとんど運動しない児童生徒との二極化の傾向も見られます。

<新体力テスト(ボール投げ)の平均値の年次推移>



幼児教育

子育てに不安や悩みを持つ保護者の増加など、幼稚園・保育所の機能を活用した子どもより良い育ちを保障する子育ての支援が必要となっています。また、多様化する社会環境の中で育つ子どもたちへの幼児教育の課題に対応するため、幼稚園・保育所の教育の質の向上を図るとともに、幼稚園・保育所での育ちを小学校へ引き継ぐことが求められています。

特別支援教育

障害の多様化、重度・重複化に対応した教育の充実及び障害のある幼児児童生徒に対する学校全体の取組みの充実が課題となっています。

知的障害者を対象とする特別支援学校では児童生徒数が年々増加の一途であり、特に障害の程度の差や多様化に対応する高等部教育の充実が課題となっています。

さらに、本県においては、地域経済の低迷、脆弱な産業基盤等により、有効求人倍率が全国平均よりも大幅に低下しており、特別支援学校卒業生の就職先の確保が必要となっています。

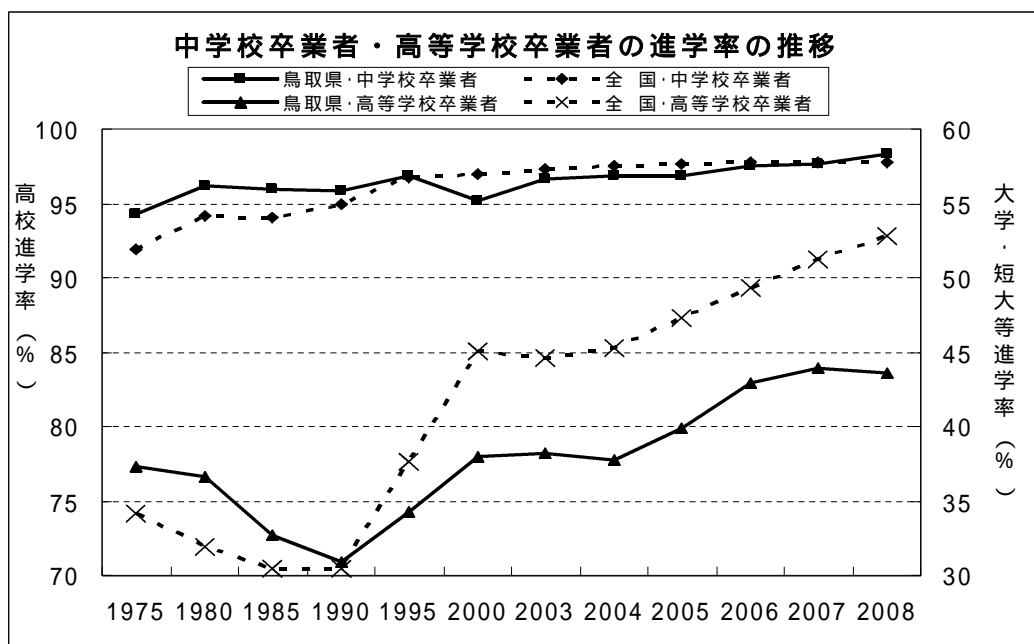
また、発達障害のある中学校卒業生の進路の確保が課題となっています。

中学校卒業後の進路等

本県の中学校卒業者の高等学校進学率は、平成19年度で98.3%となっており、全国平均の97.7%を上回っています。

一方、本県の高等学校卒業者の大学進学率は、平成19年度で43.9%となっており、全国平均である51.2%を大きく下回っている状況にあります。

また、第一次、第二次産業への従事を好まない社会一般の風潮もあり、生徒の好ましい勤労観、職業観が育っていない状況も見られます。児童・生徒に対するだけでなく、教員や保護者に対して、望ましい勤労観や職業観の共通理解を図ることも必要です。



社会の進展に対応できる教育

地域を学ぶ体験・探求的な学習に、学校や地域が連携して取り組むことにより、社会的な問題に対して興味・関心を持ち、自らの課題として主体的に解決する力の育成が求められます。

特に、情報リテラシー教育を含む情報教育では、安全に生活するための危険回避(情報安全教育)と正しい判断や望ましい態度を育てることが、また、深刻化しつつある地球温暖化等の環境問題には、児童生徒の環境についての理解を深め、実践する環境教育の推進が必要となっています。

情報リテラシー教育

..... 情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力に関する教育。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力の育成を指します。

(2) 家庭、地域社会の現状と課題

家庭・地域の教育力

地域住民の地域社会への帰属意識の希薄化、地域活動やPTAなど社会教育活動への参加の二極化傾向など、地域の教育力の低下が見受けられます。

また、ものの豊かさや便利さ、情報メディアの多様化、実体験不足等による子どもたちの規範意識や体力への悪影響なども懸念されています。

これら規範意識の低下や基本的な生活習慣の乱れ、学習意欲の低下など子どもたちを取り巻く問題は、学校だけでなく大人の問題としてとらえ、社会全体で解決に向けた取り組みが求められます。

生涯学習活動

生涯学習を実践する県民への支援を進める上で、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設の機能の充実が求められる一方、その有用性についての県民の認識は必ずしも十分ではない状況があります。

生涯学習に関心のある住民が増えていることから、地域及び利用者のニーズに対応した魅力ある事業を実施するための支援が必要です。

様々な社会問題への対応、人権学習

近年、急速に発達した携帯電話やパソコン等を利用した犯罪や人権侵害の危険性を知り、そのリテラシー（活用能力）について、保護者、児童・生徒等が対象毎に適切に学習できる体制の充実が必要です。

人権学習においては、学習内容のマンネリ化や参加者が固定化する傾向にあり、人権学習プログラムの充実と人権学習の指導者の養成が求められます。

文化・芸術活動と文化財

本県には、美しい自然とともに、先人たちが育んだ伝統と個性のある文化・芸術がありますが、誰もが優れた文化・芸術にふれたり、文化・芸術活動に参加する機会が必ずしも十分ではなく、特に子どもたちが感性を磨く機会が少ない状況にあります。

さらに、県民の文化・芸術を実践する能力は、国民文化祭の実施を契機に成熟レベルに近づいているものの、文化・芸術活動を支援する地域の力は発展途上にあります。

また、文化財は県民全体の共有財産であり、県民の歴史、文化等の正しい理解に欠くことのできないものであること、本県文化の向上発展の基礎をなすものであることを県民が理解する取り組みの推進が求められます。今後、文化財の情報発信と活用方策の検討を積極的に行い、文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりへの取り組みが必要です。

スポーツ環境

少子高齢化が進む中、本県には、地域でスポーツをする時の受け皿（体制・指導者等）が少なく、スポーツをする人の割合も低い状況があります。

さらに、屋外での運動や遊びなど体を動かす機会も減少し、子どもの体力・運動能力の低下傾向が続くとともに、運動部活動等で活発に活動する児童生徒と、ほとんど運動しない児童生徒との二極化の傾向が見られます。

また、国民体育大会等における競技力が低迷（選手層の薄さ、優秀な指導者の育成・確保）しています。

(3) 教育行政(学校・教育委員会)の現状と課題

開かれた教育行政の推進

鳥取県の次代を担う人づくりのためには、学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政それぞれが教育に果たす役割や責任を自覚し、相互に連携・協力・支援を行いながら、県民みんなで取り組むことが求められています。

行政も、県民の意見や要望等をしっかりと受け止め、それを施策に反映させるとともに、様々な情報を広く提供するなど、開かれた教育行政を進めていくことが必要です。

さらに、専門化し、複雑化する教育問題等に対し、迅速かつ的確に対応するために、国・県・市町村の役割分担と責務の明確化、必要な情報や意識の共有を図り、連携・協力体制を充実することが必要です。

学校においても、児童生徒の状況に即応できる学校運営や県民に信頼される学校づくりが求められています。ますます専門・複雑化する教育問題等に適切に対応するため、学校の組織運営体制の充実と保護者や地域住民との協働によるより良い学校づくりに向けて、学校の自己評価結果の公表や保護者など学校関係者による評価の実施とその結果の公表・説明などが求められています。

教職員の使命感・責任感・指導力の向上

多様化する教育ニーズや課題に対応するために、教職員の資質向上や指導力の向上、適切な人材の確保を図ることが必要になっています。

また、児童生徒の課題解決能力を高めるため、思考力を養う授業が展開できる教員の授業力を高めることも必要です。

さらに、特別支援教育の充実のため、専門性を有する担当教員の確保が必要となっています。

なお、学校はより複雑・多様な問題を取り扱うようになってきていることから、教職員の多忙感等の解消への対応も必要とされています。

安全・安心な学校づくり

公立学校施設の耐震化率は全国平均より低い状況にあり、早期の耐震化が必要です。

また、学校内や登下校時等に子どもたちが被害に遭う犯罪が増加しており、学校内外の安全確保が求められています。

さらに、食の安全を脅かす事件が発生するなか、安全で安心できる学校給食の提供が望まれています。

教育環境の整備

時代のニーズに対応した質の高い教育を受けることができる教育環境の整備のため、関係機関と連携した教育の推進や学校図書館、ICT化など教材整備の充実が必要です。

また、学習権を保障する観点から、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、修学資金の支援が必要です。

私立学校の在り方について

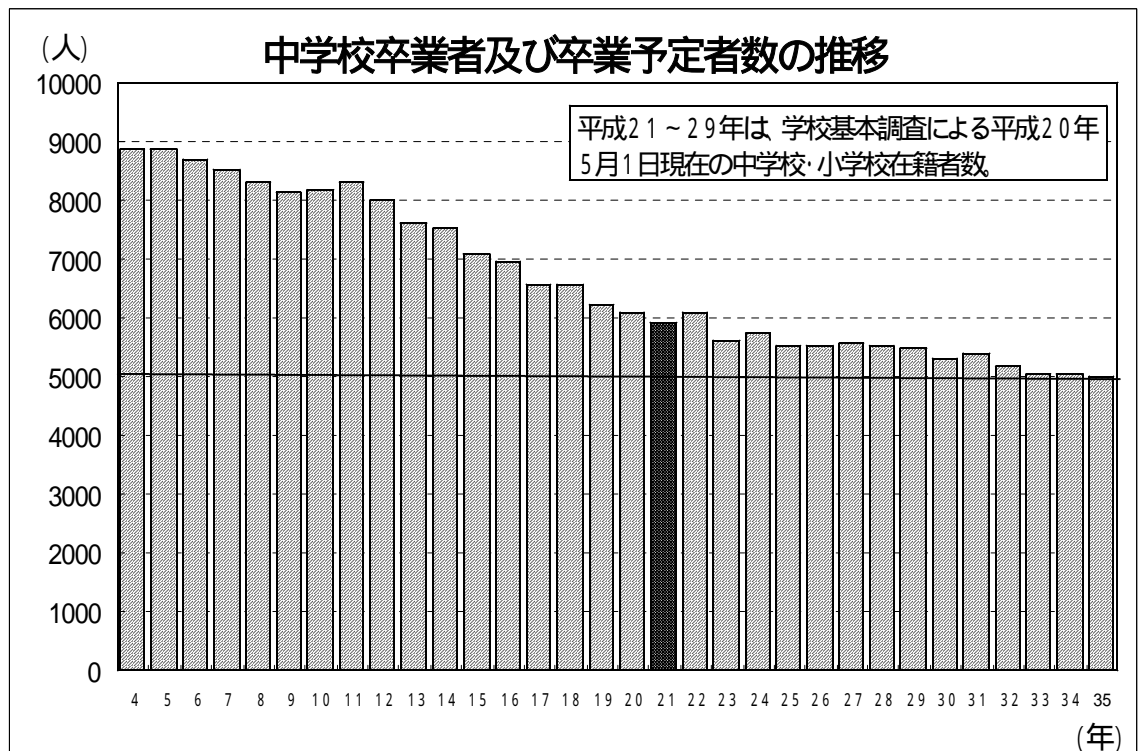
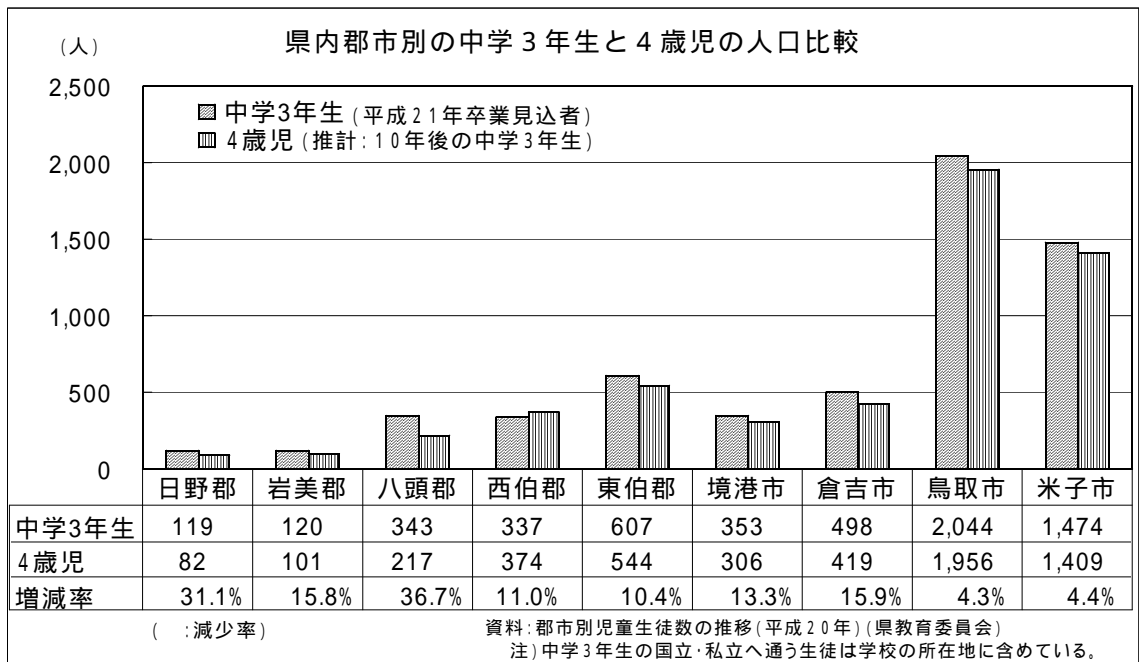
私立学校それぞれが建学の精神に基づき、その自主性を生かしながら、特色ある教育活動の推進や教職員の人材確保・育成、多様な生徒へのきめ細かい教育を提供できるよう私立学校の振興を図ることが必要です。

また、学校評価の円滑な実施や公表、私立学校施設の耐震化の促進、学校経営の健全性の向上や入学者の確保を図ることが求められます。

児童生徒・減少期における教育の在り方

小中学校においては、今後も少子化が進行するなか、適切な教育を提供できる学校の在り方についての検討が必要です。

また、中学校卒業生も減少が続く見込みであり、高等学校の一層の小規模化は避けられず、特に専門学科においては、一部学科の存続も危惧されるなど、生徒の学習ニーズへの対応はもとより、地域産業への影響も懸念されます。



【今後取り組む鳥取県教育の基本理念】

「自立した 心豊かな 人づくり」

鳥取県が進むべき方向が示されている「鳥取県の将来ビジョン」にも、「人づくり・教育」の重要性が示され、「活力あんしん鳥取県」の実現には、全ての分野で多くの「人財」が知恵と力を発揮して活発に活動することが求められています。

鳥取県教育委員会では、その方向を踏まえ、本県教育の目指すべき「基本理念」を設定し県民と共有しながら、その理念の実現に向けた取り組みを推進していきます。

近年、特に、子どもたちの学習意欲の低下や学力の二極化、運動実施の二極化などが懸念されていますが、その背景には、子どもたちの周りに氾濫するテレビやゲーム、インターネットや携帯電話とともに、親(大人)の子どもへの遠慮のしすぎ、親(大人)の自分本位の考え方なども考えられています。

このような中で「人づくり」を進めるには、学校教育をはじめ、幼児期や家庭での教育のあり方、大人たち社会全体の関わり方が一層重要になっています。

併せて、人は生涯をとおして、より良い生き方、より良い人間となるために努めていくことが大切であり、文化や芸術、スポーツやボランティアなど、生涯にわたって学び続けることで、心豊かに生きていくことができるものであり、そのための基盤づくりや連携・体制づくりも求められています。

「教育」は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ、個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現するために不可欠なものです。

そして、県民が、幸福で充実した人生と「活力あんしん鳥取県」を実現するためには、県民一人ひとりが、社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人ひとりにあるという公共の精神を自覚し、これからの社会の在り方について考え、主体的に行動すること(自立)が、県民一人ひとりにこれまで以上に求められます。

そのためには、県民一人ひとりに、

- ・自立して生きていくための基礎となる、知・徳・体のバランスの取れた力を身につけること
- ・人は自分ひとりではなく、様々な人々との関わりの中で生きており、規範意識(モラル)、生命の尊重、他者への思いやりなどを培い、法やルールを尊重し、適切な行動すること
- ・営々と築かれてきた文化と大自然の恵みを自覚し、感謝する気持ちを持ちつつ、自分を育ててくれた“ふるさと鳥取県”への思いを育みながら、地域の伝統や文化を受継ぎ、伝え、これからの社会を支えていくこと

が求められます。

このようなことから、鳥取県教育振興基本計画の目指すべき基本理念を「自立した 心豊かな 人づくり」と定めることとしたものです。

～ 基本理念を踏まえた鳥取県教育のめざす人間像 ～

「自立して」生きていく人

「自立して」生きていく

- ・生きていくために、必要な知識・技能・教養などを身につけ、学び続ける人
- ・自ら考え、判断し、実行する力を身につけた人
- ・自らの個性、特性を大切にしつつ、夢や希望に向かって主体的に生きていく人

「社会の中で、社会を支えて」生きていく

- ・社会の一員としての自覚を持ち、規範意識や社会のルール・マナーを身につけた人
- ・社会の様々な場面において、人々との関わりを大切にしながら、主体的に活動したり、貢献する人

「心豊かに」生きていく人

「健やかで、心豊かに」生きていく

- ・心や体の健康を大切にし、進んで健康づくりに取り組む人
- ・優しさや思いやり、たくましさ、感動する心、コミュニケーション能力、勤勉さや忍耐力などの豊かな人間性を身につけた人
- ・文化・芸術活動、スポーツ活動、読書活動、奉仕活動などを通じて心豊かに生きていく人

「ふるさと鳥取県に誇りを持ち、一人ひとりを大切に」生きていく

- ・地域、ふるさとに愛着や誇りを持ち、仕事や活動を通じて地域やふるさとに貢献する人
- ・美しい自然、歴史と伝統を守り次代に受け継ぐ人
- ・自他ともに尊重し、他者の立場や人権を大切にする人

施策の方向性

= 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策 =

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり	16～
<p>【施策目標】 (1)社会全体(学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政)で取り組む教育の推進 (2)教育の原点である家庭教育の充実 (3)活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援</p>	
2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進	24～
<p>【施策目標】 (1)学力向上の推進 (2)豊かな人間性、社会性の育成 (3)健やかな心身の育成 (4)社会の進展に対応できる教育の推進 (5)幼児教育の充実 (6)特別支援教育の充実</p>	
3 学校教育を支える教育環境の充実	41～
<p>【施策目標】 (1)児童・生徒減少期における学校の在り方 (2)教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進 (3)使命感と指導力を備えた教職員の養成・確保・配置 (4)安全・安心な教育環境の整備 (5)私立学校への支援の充実</p>	
4 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用	49～
<p>【施策目標】 (1)文化・芸術活動の一層の振興 (2)文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり</p>	
5 スポーツの振興	52～
<p>【施策目標】 (1)心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築</p>	
6 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり	55～
<p>【施策目標】 (1)県民との協働による開かれた教育行政の推進 (2)市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進</p>	

施策の方向性 1

生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり

変化の激しい現代社会においては、各個人が自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けるために、生涯にわたって学習を継続していくことが求められています。

このため、社会教育行政や社会教育施設においては、社会の進展に伴い発生する様々な社会問題を、地域住民が主体的に解決し、より良い社会を築いていこうとする気運を醸成するとともに、各地域で必要とされる、交流や エンパワメント を重視する学習プログラムを、関係行政機関や社会教育関係団体等と連携して提供していくことが求められます。

「全ての教育の原点は家庭教育」といわれています。保護者は、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他者に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で、第一義的責任を有することを十分に自覚することが必要です。

しかし近年、本県の子どもたちの状況に、実体験の不足や基本的な生活習慣の未定着、規範意識の低下などの問題が見えてきています。

さらには、長時間のテレビ視聴や、急速に普及した携帯電話やパソコンなどによりインターネット環境が身近になり、子どもたちの生活習慣の乱れにつながったり、安全を脅かす事案の発生や犯罪被害の危険性が増すなど、子どもたちを取り巻く様々な問題が浮き彫りになっています。

こうしたことから、子どもたちの健やかな成長をしっかりと支える家庭教育や地域教育の充実が求められています。

一方で、子どもたちを取り巻く環境の悪化の背景には、非常に厳しい労働雇用環境や、先行き不透明で不安が募る暮らしの中で、自他を大切に、互いに支え合って生きていこうとする人権意識や道徳観、倫理観が欠如した大人が増えているのではないかとの懸念もあり、こうした大人社会の変革も必要です。

こうした取組の方向に基づく施策を通じて、以下のような目標の実現を目指します。

地域の人たちが、地域の将来を見据え、子どもたちを健やかに育む豊かな人間関係の定着した地域づくりを推進します。

自らが自立して、心豊かに生きていくために必要な知識・教養をさらに深めるため、誰でもいつでもライフスタイルに合わせて学ぶことができる環境を整備し、生涯にわたり繰り返し学習する取組みを定着します。

県民一人ひとりが人権の現状を知り、自他を大切にしようとする人権意識の向上に努め、平和で、誰もがかけがえのない存在として尊重される共生社会を実現します。

エンパワメント

…… 自分自身のかげがえのなさに気づき、自らが権利の主体者であるという意識を確立することによって、自分の人生を自分で決めていくことができる力、すなわち自己決定の幅を広げることを意味します。

施策目標

- (1) 社会全体(学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政)で取り組む教育の推進
- (2) 教育の原点である家庭教育の充実
- (3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援

(1) 社会全体(学校・家庭・P T A やN P O など各種団体・企業・地域社会・行政)で取り組む教育の推進

【 現状・課題 】

- (地域社会の教育力の低下)
 地域の地縁的な繋がり希薄化、個人主義の浸透等により、住民の地域社会への帰属意識とともに地域の教育力が低下しています。
- (規範意識の低下、基本的生活習慣の乱れ)
 規範意識の低下や基本的生活習慣の乱れ、学習意欲の低下など子どもたちの問題を大人の問題として捉え社会全体で解決に向けた取組みを展開することが求められます。
- (青少年を取り巻く有害情報)
 近年、急速に普及した携帯電話やパソコン等のメディア媒体を利用した犯罪や人権侵害の危険性を知り、そのリテラシー（活用能力）について、保護者、児童生徒等が対象毎に適切に学習できる体制の充実が必要です。

【 目指すところ 】

- (社会全体で子どもたちを育む教育力の向上【再掲1-(2)】)
 住民同士の結びつきを強め、社会全体で子どもたちを育む地域の教育力の向上に取り組めます。また、全ての大人が子どもたちの模範となり、子どもたちの基本的生活習慣の定着、規範意識やルール・マナーの向上を図ります。
- (地域全体による学校支援)
 P T Aをはじめとする社会教育団体活動のより一層の活性化などにより、学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育みます。
- (学びの主体者を育成)
 生涯各期において自ら学ぶことができるよう、様々な学習の機会を提供するとともに、教育関係団体、N P O 団体等の活動を支援します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
「心とからだいきいき（食読遊寝）キャンペーン」保護者認知・実施率【再掲1-(2)】	認知率 41.3% (H19 37.8%)	100%
自治会単位の「人権学習会（小地域懇談会）」実施市町村	18市町村	19市町村
「鳥取県家庭教育推進協力企業」認定企業数	162社(H20.12)	280社(H22)
「学校支援地域本部」設置数	2箇所	10箇所
「放課後子ども教室」設置市町村数	9市町村	14市町村

鳥取県家庭教育推進協力企業制度

..... 企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自主的に取り組んでくださる企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進する制度です。平成20年12月19日現在、162の協定締結企業があります。

認定企業は、次の4つの項目のうち2つ以上に取り組んでいただくこととなります。

- 「学校へ行ってみよう」
- 「仕事を語ろう、仕事を見せよう」
- 「子どもの体験活動をひろげよう」
- 「我が社の子育て支援」

企業認定状況 H18 = 64社 H19 = 120社 H20 = 162社 (H20.12現在)

学校地域支援本部

…… 地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び、地域の教育力の活性化を図ることを目的とし、中学校区程度に設置され、学校・地域関係者からなる地域教育協議会、地域コーディネーター、学校支援ボランティアから構成される組織

放課後子ども教室

…… 子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、原則として小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施するもの。

【 取組の方向 】

(地域の教育環境や人材など教育資源の有効活用)

公民館等が地域の教育環境や人材などの教育資源を有効に活用し、各世代が子どもと接点を持ちながら地域の教育力の向上につながる取組みを推進できるよう支援します。

(社会教育関係団体のネットワーク化と活動の活性化)

P T Aをはじめとする社会教育関係団体のネットワーク化を推進するとともに、活動の活性化を図ります。

(社会全体で家庭教育を支援する機運の醸成と地域全体で子どもを支える取組みの促進)

全ての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、企業等も含めた社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成するとともに、地域全体で子どもを支える取組みを促進します。

(青少年を有害情報から守る取組促進)

青少年を健全に育成する環境をつくるため、メディア等による有害情報から守る取組みを促進します。

(人権教育の推進)

社会全体で人権教育に取り組み、一人ひとりがより良い生き方について考え、それを実現しようとする権利の主体者を育てます。

(今日的課題についての生涯学習機会の提供【再掲1-(3)】)

男女共同参画社会の実現に向けた学習、消費者教育、金融教育、法教育、エネルギー教育など、社会生活を営む上で重要な今日的課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。

(親や大人がモデルを示す運動の推進【再掲1-(2)】)

青少年の健全育成には、親や大人の役割や責任も大きいことから、大人自身が自らの生き方を見直し、実際の行動に結びつける運動を推進します。

(2)教育の原点である家庭教育の充実

【 現状・課題 】

(家庭や地域の教育力の低下【再掲2-(1)】)

地域経済の低迷とともに、非常に厳しい労働雇用環境や、先行き不透明で不安が募る暮らしの中で、子どもに目を配れない家庭や地域が生じてきています。

(規範意識や体力の低下)

ものの豊かさや便利さ、メディア媒体の進歩、実体験不足等により、子どもたちの規範意識や体力への影響なども懸念されています。

(地域活動や社会教育活動への参加の減少と二極化傾向)

人間関係の希薄化、個人主義の浸透により、地域活動やPTAなど社会教育関係団体での活動が減少し、参加状況については二極化の傾向が見受けられます。

(企業による子育て支援の必要性)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点からも、子育てに対する支援を充実し、子育てしながら働くことができる社会にしていく必要があります。

【 目指すところ 】

(学校と家庭が協働した学力向上【再掲2-(1)】)

児童生徒が自らの目標に向かって真面目に取り組む姿勢を、家庭と連携して、学校全体でつくります。

(家庭の教育力向上)

家庭教育の自主性を尊重しつつ、親としての学習を充実し、生涯を通じた「生きる力」の基礎となる体力や規範意識等を養う家庭の教育力を高めます。

家庭での学習習慣・基本的な生活習慣の確立を図ります。【再掲2-(1)】

家庭での学習時間の増加を図ります。

(社会全体による家庭教育の支援)

全ての親が自信を持って、安心して、子育てをすることができるよう、社会全体で家庭教育を支援する取組みを積極的に行います。

(親や大人が模範となった教育力の向上【再掲1-(1)】)

全ての親や大人が子どもたちの模範となり、子どもたちの基本的な生活習慣の定着、規範意識やルール・マナーの向上を図ります。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
「心とからだいきいき(食読遊寝)キャンペーン」保護者認知・実施率 【再掲1-(2)】	認知率 41.3% (H19 37.8%)	100%
「鳥取県家庭教育推進協力企業」認定企業数	162社(H20.12)	280社(H22)
朝食喫食率 【再掲2-(3)】	小5:89.6% 中2:87.9% 高2:80.3%	100%
学校以外で平日60分以上学習(宿題や予習・復習)している児童生徒 (小6,中3)の割合【再掲2-(1)】	小6:52.6% 中3:63.7%	小6: 60.0% 中3: 70.0%

心とからだいきいきキャンペーン

…… 子どもたちに望ましい基本的な生活習慣の定着が図られることを目的として、平成17年度から県教育委員会が取り組んでいるキャンペーン。次の六つの柱を中心にキャンペーンを展開しています。しっかり朝食を食べよう、じっくり本を読もう、外で元気に遊ぼう、たっぷり寝よう、長時間テレビを見るのはやめよう、制服を整えよう。

【 取組の方向 】

（家庭における学びの習慣づくり【再掲2-(1)】）

家庭での学習習慣や基本的な生活習慣が、子どもの学力に大きな影響を及ぼしていることを周知し、学校と家庭が協力した学力向上や家庭における学びの習慣づくりに関する施策を展開します。

家庭学習記録ノートなどにより、家庭での自学自習の習慣化を促します。
予習・復習を求める授業を展開します。

（家庭教育に関する親の多様な学びの場の充実）

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的な人材育成などを関係機関が連携して行い、多様な学びの場を創出します。

（幼稚園・保育所等を活用した子育て支援の促進）

幼稚園、保育所及び地域子育て支援センターが有する人的・物的資源を活用した施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などにより子育ての支援を促進します。

（企業による家庭教育支援の促進）

新たな家庭教育推進協力企業の増加と、協定締結企業の取組の継続を目指すとともに、男女共同参画推進企業認定制度など他制度等との連携により、企業による家庭教育の支援を促進します。

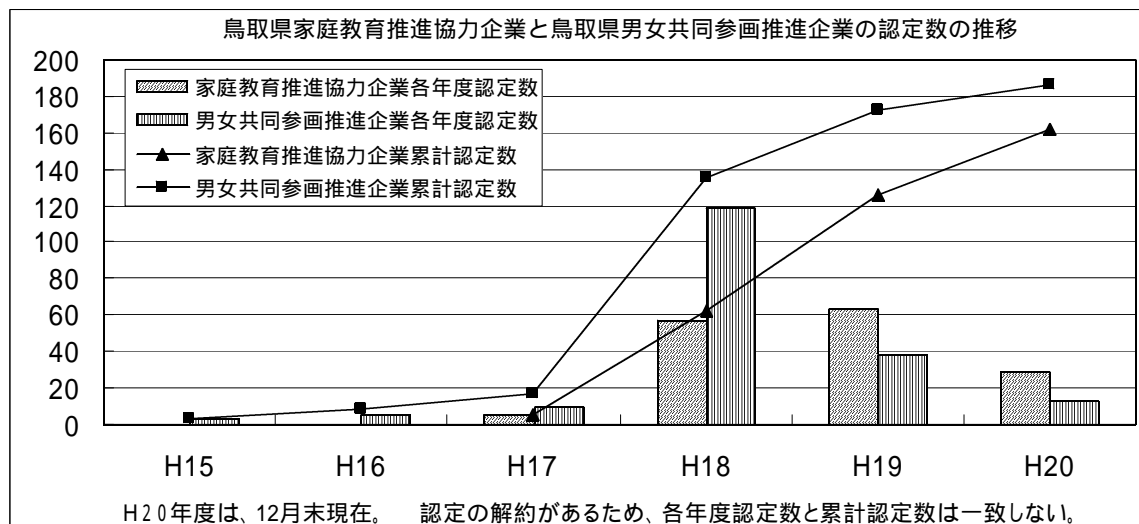
（親や大人がモデルを示す運動の推進【再掲1-(1)】）

青少年の健全育成には、親や大人の役割や責任も大きいことから、大人自身が自らの生き方を見直し、実際の行動に結びつける運動を推進します。

男女共同参画推進企業認定制度

..... 鳥取県では、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を、「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定しています。

鳥取県家庭教育推進協力企業と鳥取県男女共同参画推進企業の認定数の推移



(3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援

【 現状・課題 】

(社会教育施設の機能充実と有用性への認識不足)

県民の生涯学習の支援を進める上で、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設の機能充実が求められる一方、その有用性についての県民の認識は必ずしも十分ではない状況が見られます。

(人権学習の充実)

人権学習においては、学習内容のマンネリ化や参加者が固定化する傾向にあり、人権学習プログラムの充実と人権学習の指導者の養成が求められます。

(公民館の運営体制の弱体化等)

生涯学習に関心のある住民が増えている反面、公民館の運営体制が弱体化の傾向(公民館長、公民館主事は80%が非常勤職員)にあり、地域及び利用者のニーズに対応した魅力ある事業を実施するための支援が不足しています。

【 目指すところ 】

(いつでもどこでも学べる環境づくり)

だれもが主体的に社会問題の解決に向けた取組みを行ったり、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指します。

個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用や、社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促進します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
「とっとりマスター」認定者数	1人	10人
「人権教育指導者養成講座受講者」満足度	93%	80%以上
県立博物館入館者数	6.1万人(H19)	6.8万人
公立図書館の個人貸出冊数(人口一人当たり)	4.65冊 (H19実績)	5.2冊 /全国15位以内

とっとりマスター

..... とっとり県民カレッジ主催講座を全科目受講し、かつ200時間以上、講演等に参加された人の中から、10回以上、講師を務めた者のことをいいます。

【 取組の方向 】

（生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進）

公民館活動の支援やとっとり県民カレッジの振興等を通じ、より多くの世代が生涯にわたって学べる場を提供するとともに、学習成果を、地域や家庭などに還元しながら、様々な社会問題の解決に向けた取組みを実践したり、豊かな人生を送ることができる人が増加する取組みを進めます。

（公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進）

公民館をはじめとする社会教育施設が地域が抱える様々な課題や社会的ニーズに応じた学習に対応し、地域における「学習」の拠点、「人づくり・地域づくり」の拠点として機能するよう支援します。特に、高校生をはじめとする青少年が積極的に関わることができるような取組みを推進します。

「鳥取県における公民館振興策（H20.8.19策定）」を推進します。

船上山少年自然の家や大山青年の家においては、幼児や高齢者にも対応したプログラムの開発や利用団体のニーズに対応した体験学習の充実などにより、あらゆる世代の利用促進を図ります。

（今日的課題について生涯学習機会の提供【再掲1-(1)】）

男女共同参画社会の実現に向けた学習、消費者教育、金融教育、法教育、エネルギー教育など、社会生活を営む上で重要な今日的課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。

（人権学習の推進）

地域社会における人権学習の充実のために、権利を基礎にすえ、具体的な問題の解決に結びつく人権学習プログラムの作成と指導者養成に力を入れ、人権尊重のまちづくりを進めます。

（読書活動の推進による知の地域づくり）

読書活動の推進キャンペーンの実施などにより、子どもから大人まで幅広い世代への読書活動の浸透を図るとともに、県民が本や活字に親しむ社会的気運を醸成し、「知の地域づくり」を進めます。

（図書館機能の充実）

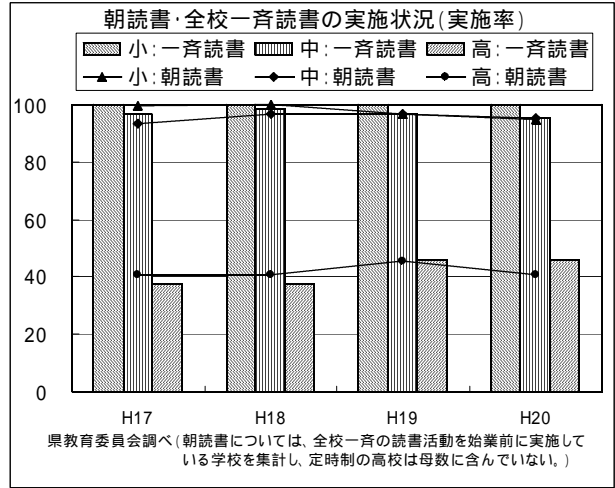
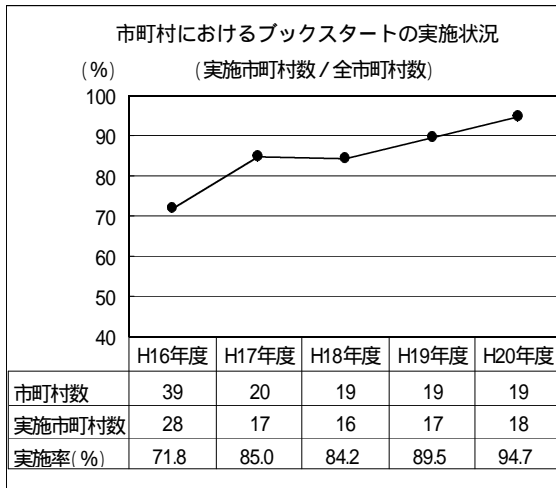
図書館を、県民が暮らし、仕事等に関する様々な情報収集を行い、自ら課題を解決するための支援拠点とすること、また豊かな心を育むための情報拠点とすることを目指します。図書館と他の情報提供機関との連携・ネットワーク化を進め、ネットワークを活用した資料相談（レファレンスサービス）を拡充します。

（博物館機能の充実）

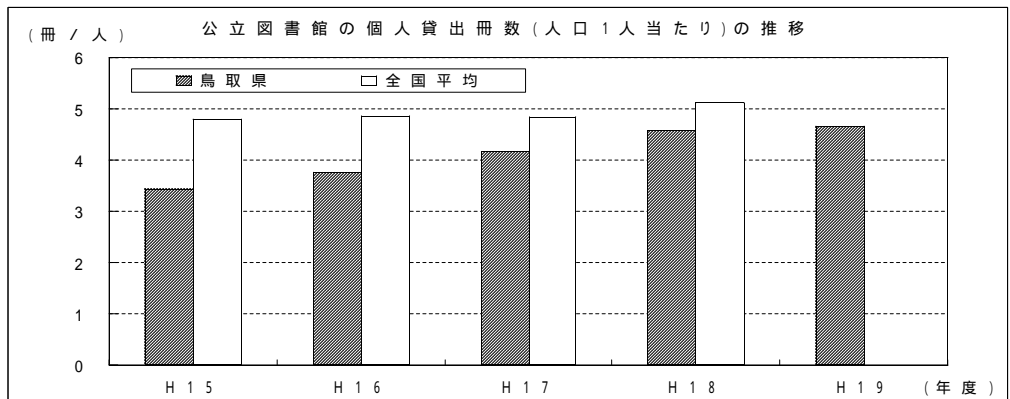
本県の自然、歴史、民俗、美術等について、展示、講演、体験活動等により、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」づくりを推進します。

（高等教育機関との連携促進【再掲6-(2)】）

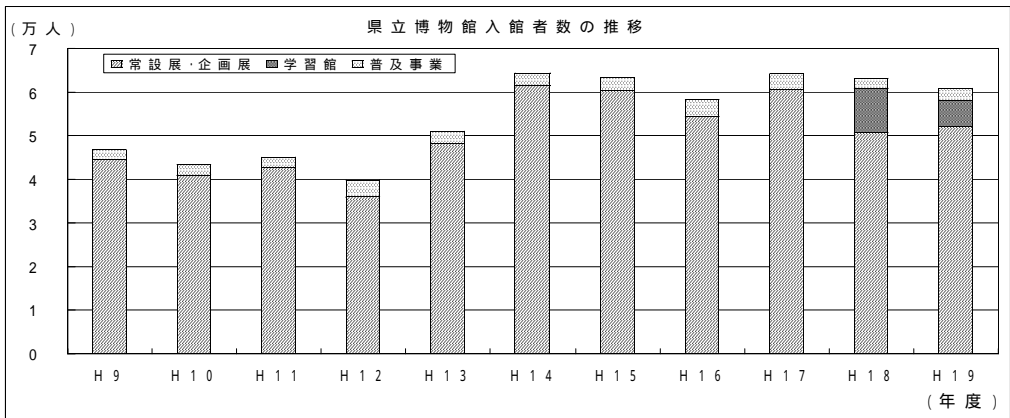
高等教育機関の公開講座等との連携を図り、住民が学習する機会拡大に努めます。



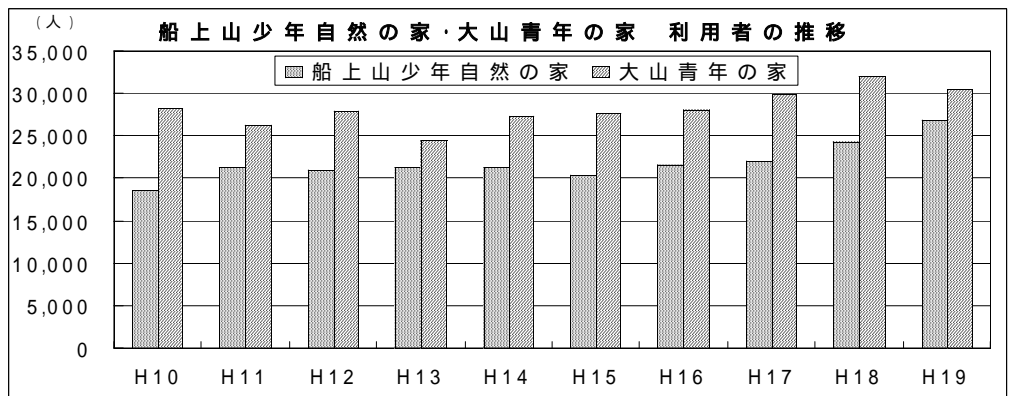
公立図書館の個人貸出冊数(人口1人当たり)の推移



県立博物館入館者数の推移



船上山少年自然の家・大山青年の家の年間利用者数の推移



施策の方向性 2

「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

人々の知的活動・創造力が最大の資源である日本においては、社会・経済の発展を駆動する「知識基盤社会」を迎えた今日、様々な分野での技術革新を生み出すことのできる、幅広い知識と柔軟な思考力、判断力等を備えた人財(材)の育成がより一層重要になっています。

とりわけ、グローバル社会の進展に伴う競争激化などにより本県の経済が低迷する中で、厳しい労働雇用情勢となっており、地域を活性化できる人財(材)を育成することが急務となっています。

さらに、情報モラルの問題や、環境問題をはじめ、様々な社会問題が次々と発生してきており、これらに適切に対応できる力も必要となっています。

このため、基礎的な知識や技能の定着のみならず、身に付けた知識や技能を活用し、自ら課題を見つけ、自ら学習し、様々な課題を対話や合意の過程を通して他者と協力して解決できる力などを育む教育が必要となっているのです。

また、ふるさとを大切にする意識を持ち、県外にあっても、県内にあっても鳥取県を愛し貢献しようとする人づくりが大切です。

これらの資質や能力と併せて、相手の立場や人権を尊重しながら自己主張する力や、自らを律しつつ、他者と協調する力、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための体力や健康も必要です。

このような、これからの社会で一人ひとりが主体的に生きていく力を育むため、「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育を推進する必要があります。

こうした取組の方向に基づく施策を通じて、新学習指導要領を円滑に実施するとともに、以下のような目標の実現を目指します。

児童生徒の学習意欲を高めることにより、基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用できる思考力・判断力・表現力などの課題解決能力を育成します。

道徳教育や人権教育の充実を図り、自他ともに尊重し、思いやりや命を大切にする豊かな心を育成するとともに、社会の中で生きるに当たっての責任やルールなどの規範意識を形成します。

運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進ための実践力の育成と体力の向上を図ります。【再掲:5】

施策目標

- (1) 学力向上の推進
- (2) 豊かな人間性、社会性の育成
- (3) 健やかな心身の育成
- (4) 社会の進展に対応できる教育の推進
- (5) 幼児教育の充実
- (6) 特別支援教育の充実

(1)学力向上の推進

【 現状・課題 】

(夢もしくは目標の喪失)

県経済が低迷を続け、先行き不透明な社会の中で、児童生徒にとっても、目指すべき目標像が見えにくくなっていたり、自分の成長に価値を置くことができている状況があるなど、学習意欲が高まらない状況も見受けられます。

この結果、中学生の頃に比べ、学校外ではほとんど勉強しない高校生が極めて多くなるという状況が見られます。

(学力の二極化傾向、学習意欲の低下)

義務教育では、学力の二極化傾向や、思考力・表現力、学習意欲や学習習慣の定着に課題が見られることが、県基礎学力調査や全国学力・学習状況調査により明らかになっています。

(時代に対応した人材育成の必要性の増大)

経済のグローバル化、就業形態の多様化等に伴い、社会が求める競争力を発揮できる人材が強く求められる社会となっています。

特に、知識基盤社会の到来に当たり、基礎的・基本的な知識・技能の習得のみならず、それらを活用して、主体的に考え、判断し、表現したり、様々な問題に積極的に対応し、解決する力が求められています。

しかし、上級学校に進むにつれ、進学や就職を意識するあまり、こうした力を身に付ける授業が行われていない現状が見られます。

このため、新学習指導要領では、言語活動の充実や修得した知識技能を活用する能力の育成など、生きる力を育む教育により一層力を入れることとなりました。

さらに、高等学校に関するアンケート結果からは、「授業の充実」や「授業で興味を惹きつける工夫」など授業の在り方に課題があることも明らかになっています。

(家庭や地域の教育力の低下【再掲1-(2)】)

地域経済の低迷とともに、非常に厳しい労働雇用環境や、先行き不透明で不安が募る暮らしの中で、子どもに目を配れない家庭や地域が生じてきています。

(職業能力のミスマッチ)

グローバルな競争の活発化、技術レベルの高度化や情報化が進展する中、高度で専門的な能力や知識の重要性が高まっていることから、求職者と求人側との職業能力のミスマッチが拡大しています。

職業観が確立していない、自分に期待されるものが分からない、現状での自分の能力の可能性を知らない等の若年労働者に特有の問題がこうした問題を助長しています。

地域社会からは、第一次、第二次産業の担い手育成が期待されていますが、こうした産業への従事を好まない社会一般の風潮により、生徒の好ましい勤労観、職業観が育ちにくい状況もあります。

他方、地域産業が求める能力も必ずしも明確ではない、あるいは、明らかになっても、高等学校教育に反映されていない状況も見られます。

(児童生徒の理科・科学離れ、ものづくり離れ)

児童生徒の理科・科学離れや、産業の基盤であるものづくり離れが進んでいます。

また、TVゲームやインターネットの普及等に伴い、仮想的なものに触れる機会が増え、実体験をする機会が減っています。

【 目指すところ 】

(学校と家庭が協働した学力向上【再掲1-(2)】)

児童生徒が自らの目標に向かって真面目に取り組む姿勢を、家庭と連携して、学校全体でつくります。

(自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成)

教員、保護者、児童生徒に対して、望ましい学力観、勤労観、職業観を育成し、学習の必要性の共通理解と普及を図ります。

キャリア教育や様々な体験・探究活動を行うことにより、自らの将来に夢や目標を抱かせる取組みを行います。

家庭での学習習慣・基本的生活習慣の確立を図ります。【再掲1-(2)】

体験活動・探究的な学習に取り組む学校の増加を図ります。

(基礎学力の確実な定着とさらなる伸長)

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、児童生徒の個に応じた学力の伸長を図ります。

(教員の授業力向上)

児童生徒が「できる楽しさ」や「分かる喜び」を実感し、学習意欲が高まる授業を展開できるよう、教員の授業力を高めます。【再掲3-(3)】

児童生徒の課題解決能力を高めるとともに、思考力を高め合う授業が展開できるよう、教員の授業力を高めます。【再掲3-(3)】

授業に満足する生徒の増加を図ります。【再掲3-(3)】

教科別研究会の開催回数を増加します。【再掲3-(3)】

高校生の当該校へ入学したことへの満足度を向上します。

(カリキュラム改善)

体験活動や探究的な学習をカリキュラムに取り入れ、児童生徒のチャレンジ精神、創造力、コミュニケーション能力などを養成します。

高等学校の学科、コース、カリキュラムを社会の要請に応え、新しい社会を創造できるものに改善します。

(児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える)

児童生徒の科学・ものづくりに対する興味関心を高め、地域産業を担う人材育成につなげます。

専門高校への進学希望率を向上します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
大学・短大等進学率	43.9%(H19)	50.0%(H30)
学校以外で平日60分以上学習(宿題や予習・復習)している児童生徒(小6,中3)の割合【再掲1-(2)】[全国学力・学習状況調査で評価]	小6:52.6% 中3:64.0%	小6:60.0% 中3:70.0%
学力の二極化傾向の解消 [全国学力・学習状況調査及び高校入試結果で評価]	二極化の傾向	二極化の解消
(小中)将来の夢や目標を持っている児童生徒の増加 (高校)進路希望の実現のため目標に向かって努力している生徒の増加 [全国学力・学習状況調査及び高校生アンケートで評価]	小6:81.2% 中3:69.5% 高2:47.1%	対前年増
学ぶ意欲・態度に関する項目の肯定的な回答の増加 [全国学力・学習状況調査及び高校生アンケートで評価]	小6:59.8% 中3:51.5% 高2:40.8%	対前年増

【 取組の方向 】

(児童生徒の目的意識の育成)

地域や企業との協働により、鳥取県の経済や地域産業、その他社会の動向についての体験活動や探究的な学習を深め、みんなが自らの問題として考える気運を醸成することにより、児童生徒の望ましい進路意識や勤労観・職業観を育てます。

先輩や企業経営者などによる「進路講演会」や「生きる意味を考える講演会」の開催など、児童生徒に、自らの進路を考えさせる取組みを推進します。

中学生の高校訪問、高校生の大学訪問や、高等学校教員の中学校での授業、大学教員の高等学校での授業など、中学校・高等学校・大学が連携した取組みを充実することにより、生徒の上級学校への進学意欲を高めます。

読書活動を通して、児童生徒が自らの将来に夢や目標を抱く取組みを推進します。

児童生徒が科学やものづくりに触れ、そのすばらしさを体験し、科学的思考力などを養う機会を増やします。

頑張る大人の姿を見せることをとおして望ましい勤労観を身に付けさせるなど、児童生徒の進路指導やキャリア教育の充実を図ります。

一人ひとりの生徒に応じた、きめ細かな進路指導や科目選択指導を行います。

就職に必要な資格取得を促進します。

(家庭における学びの習慣づくり【再掲1-(2)】)

家庭での学習習慣や基本的な生活習慣が、子どもの学力に大きな影響を及ぼしていることを周知し、学校と家庭が協力した学力向上や家庭における学びの習慣づくりに関する施策を展開します。

家庭学習記録ノートなどにより、家庭での自学自習の習慣化を促します。

予習・復習を求める授業を展開します。

(基礎学力の確実な定着)

長期休業日の弾力化や授業時間の弾力的な設定により、学習時間を確保します。

児童生徒の理解や求めに応じて、各校における放課後学習・補充授業を推進します。

学習課題やその達成状況に応じて、少人数指導による授業や チームティーチング など一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導を推進します。

授業等に大学生ボランティアを活用する学校教育ボランティア制度を推進します。

(進路実現に向けて、一人ひとりの学力を伸ばす教育)

自分の思いや意見を言葉で伝える能力を向上させるため、探求（探究）的な学習を行った成果発表会や、小論文指導、各教科等における言語活動などを充実します。

科学技術の発展に寄与するため、理数教育を重視します。

国際化社会に対応した外国語教育を充実します。

(教員の授業力向上【再掲3-(3)】)

学習時に望まれる子ども像、教師像及び授業像を具体的な姿として表した「鳥取県スタンダード」やエキスパート教員等を活用し、教員の意識改革や授業改善をより一層進めます。

児童生徒が主体性を持って相互に学び合う「学びの集団づくり」を推進します。

各学校の実態に応じた学力向上や授業改善の方策について、学校教育支援を行える体制を構築します。

小・中・高連携を推進し、学びの連続性を考慮し効果的な指導法を構築します。

モデル校を指定して、授業改善の方策について継続した学校支援を行い、その成果を他校に還元します。

全教科で学校図書館を活用する学習への取組みを推進します。

(カリキュラム改善)

高等学校の学科・コースを社会のニーズに応じ、新しい社会を創造できるものへ改編します。

地域産業と連携した専門高校のカリキュラム改善を図ります。

体験活動や探究的な学習をカリキュラムに取り入れ、生徒のチャレンジ精神、創造力、コミュニケーション能力などを養成します。

職業人として必要となる資質や能力を自覚させるため、インターンシップを積極的に展開するとともに、デュアルシステムの導入を検討します。

優れた芸術に触れる機会をカリキュラムの中に取り入れることを検討します。

(少人数学級の継続【再掲3-(2)】)

きめ細やかな指導による学力の定着と増加していく授業不成立や学校不適應等の問題に対応していくために、少人数学級を継続します。

高等学校に関するアンケート調査

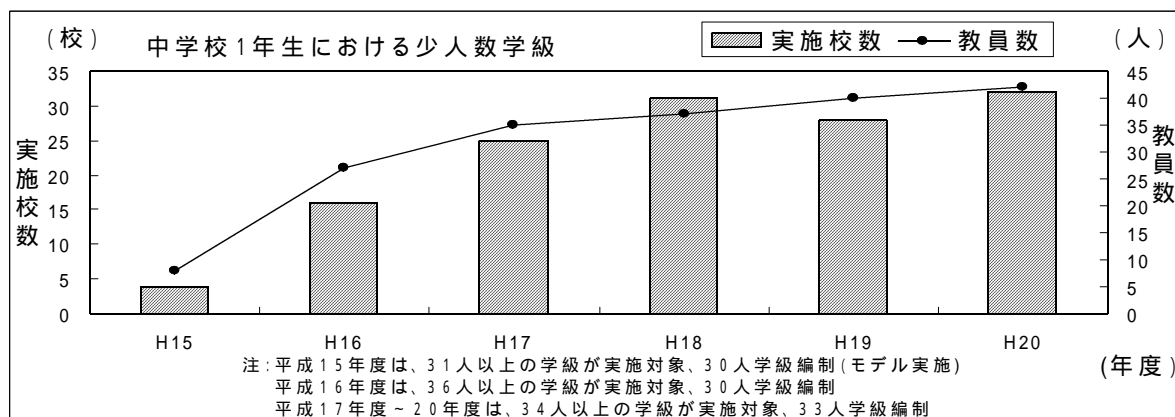
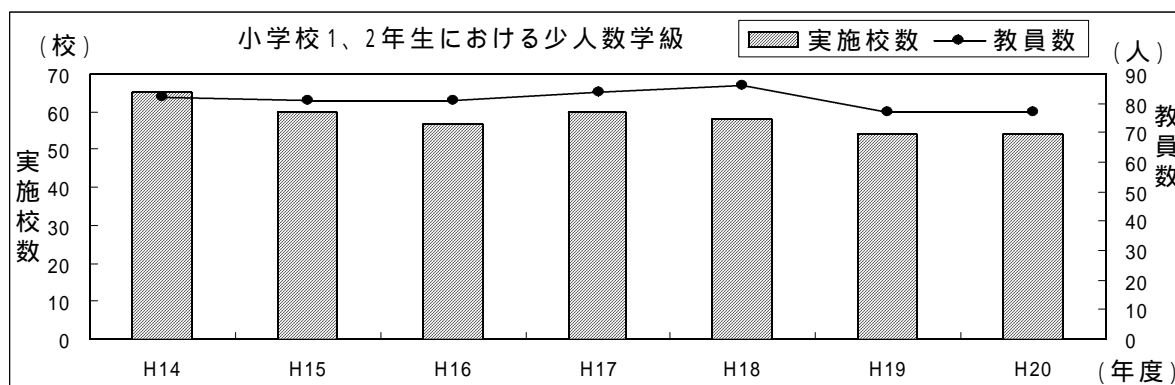
..... 平成19年に高等学校2年生と中学校2年生の生徒及び保護者を対象として実施した「高等学校のあり方に関する意識調査」のことをいい、今後、隔年で実施する予定です。

チームティーチング

..... 2人以上の教師がチームを組み、共通の目的を持って1つのクラスの1つの科目の指導に携わることをいいます。

デュアルシステム

..... 「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより若者を職業人に育てる新しい職業訓練システムです。



(2)豊かな人間性、社会性の育成

【 現状・課題 】

(児童生徒の人権感覚)

人権を大切にされている状況をよいことと感じ、反対に侵害されている状況を許せないとする「人権感覚」を高める必要があります。

(体験活動の不足)

家庭での手伝いなどの日常的な生活体験や、人との関わり、自然体験、地域での社会的な体験が減少しています。また、心に深く印象を与える活動や本物に出会う感動体験が不足しています。

児童生徒の心に深く印象を与える活動や本物に触れ合う機会が学校によってバラつきがあります。

(郷土を愛する姿勢の育成)

自然、人、文化をとおして、地域のよさ、鳥取県のよさを学び、鳥取県を愛する姿勢を育てる必要性が高まっています。

(優れた文化・芸術に触れる機会等【再掲4-(1)】)

誰もが優れた文化・芸術にふれたり、文化・芸術活動に参加する機会が、必ずしも十分ではありません。特に子どもたちが感性を磨く機会が少ない状況にあります。

(文化財に接して楽しめる環境づくり【再掲4-(2)】)

文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりへの取り組みが必要です。

(不登校・いじめ問題等の現状)

不登校児童生徒の出現率は、小学校では全国平均よりやや高く、中学校では全国平均を下回るもののほぼ横ばいの状況です。小・中学校の接続期の不登校の増加が懸念されています。公立高校の中途退学者はやや下降傾向です。いじめの認知件数の率は、全国平均より下回るものの依然として深刻な事例が見受けられます。その他にも、中途退学、暴力行為等の問題があります。

不登校・いじめ問題の背景の一つとして児童生徒の規範意識や責任感、思いやりの気持ち低下するとともに、コミュニケーションが苦手なために、児童生徒同士でトラブルになりやすいという状況があります。

【 目指すところ 】

(道徳教育や人権教育の充実)

道徳教育の充実を図り、思いやりや命を大切に作る心など豊かな心を育成するとともに、責任や社会のルールを守るなどの規範意識を形成します。

小・中学校では、学校・家庭・地域社会とが共通理解を深め、相互の連携を生かした一体的な道徳教育を目指します。

自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めようとする態度を育てます。

(読書活動の推進)

学校や家庭での読書活動の習慣化を目指します。

(体験活動・文化芸術活動の充実)

豊かな人間性を育むため、体験活動の充実を図ります

全ての生徒が優れた文化芸術への鑑賞・体験の機会を得て、豊かな人間性を育みます。

各学年で計画的な体験活動を推進します。

(郷土を愛する姿勢の育成)

子どもたちが鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、郷土芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の鳥取県の様々な貴重な財産を大切に、「郷土とっとり」に誇りを感じる気運・意識の醸成を目指します。

(不登校・いじめ問題等への取組み)

教育相談活動・教職員の専門性の向上による、いじめ、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸問題の未然防止・早期対応に向けた取組みを強化します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
小中学校で「道徳の時間」の授業の公開状況 (全て又は一部の学級で実施)	小 :99.3% 中 :100%	100%に 近づける
朝の一斉読書(朝読)の実施率 朝の一斉読書...読書活動による様々な効果を期待し、全校で一斉に読書を行 う時間帯を設定する「全校一斉読書[実施率は()]」の代表的なもの	小:97(100)% 中:94(96.7)% 高:41.7(45.8)%	小: 100% 中: 100% 高: 60%
1日に全く読書をしない児童生徒 [全国学力・学習状況調査で評価]	小6:30.8% 中3:16.7%	限りなく0に 近づける
2年に1回は児童生徒が文化芸術に触れる機会を持つように努める。 (学校における鑑賞教室等に関する実態調査より)	71.8%	100%
小・中学校とも不登校の出現率の減	H19)小 :0.43% 中 :2.53% 高 :1.52%	全国平均を下回る とともに、限りな く0に近づける。

【 取組の方向 】

(道徳教育や人権教育の推進)

子どもに責任を果たすことの大切さに気づかせたり、社会のルールを学ばせたりするなど幼・小・中・高・特別支援学校での道徳教育の一層の推進を図ります。
学級及び学校生活上の人権に係る諸問題の解決に向けた学習とともに、児童生徒自らが人権を身近に捉えられるよう、人権の概念や生命の尊重、学級のルール作り等の学習を推進します。

(読書活動の推進)

豊かな感性や情緒をはぐくむとともに、豊かな言語力を育成する観点から朝読書をはじめとする読書活動を推進します。

(体験活動・文化芸術活動の充実)

日常的な生活体験を重視するとともに、豊かな心の育成に向けて自然体験、社会体験、宿泊体験等の体験活動を推進し、命や自然を大切にす心、人を思いやるやさしさ、社会性、規範意識などを育成します。

文化・芸術活動の実践者と学校等との連携により、教育現場に児童生徒が文化・芸術に触れ、感性を磨き、創造力、コミュニケーション能力を高める機会を確保します。
文化庁活動が充実した活動となるように支援します。
学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化・芸術に触れ、感性を磨く機会を確保し、文化・芸術活動を活性化します。【再掲4-(1)】

(郷土を愛する姿勢の育成)

ふるさと鳥取のよさを児童生徒に伝えるために、地域の特色を生かし、人材や文化財、歴史、自然等の地域や県にある財産を子どもたちが共有できる取組みを推進します。

(文化財を大切にす機運の醸成)【再掲4-(2)】

県民が歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にす機運を醸成します。
文化財主事による学校等への出前講座の開催や弥生講座の充実を図ります。

(相談体制の充実、関係機関との連携強化)

いじめ、不登校や中途退学などの生徒指導上の課題に対応するため、「スクールカウンセラー」「子どもと親の相談員」等の配置などにより学校における相談体制を充実するとともに、関係機関と連携した取組みを強化します。

(いじめ問題の未然防止に向けた取組みの推進)

いじめの問題へ教職員の認識を高め、問題に適切かつ効果的に対応できる体制を整え、未然防止に向けた子どもの社会性の育成、主体的な組織作りや教育活動を支援する取組みを推進します。

子どもと親の相談員

..... 小学校の教育相談体制の充実のため、児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として、また、学校と保護者・地域とのパイプ役として、さらには、保護者の相談相手として小学校に配置されている相談員のことをいいます。平成20年度現在、県内には13の小学校に配置されています。

(3) 健やかな心身の育成

【 現状・課題 】

(体力・運動能力の低下)

新体力テストの各項目において全国値より優れているものは44.8%、全国水準にあるものは47.4%、劣っているものは7.8%です。

屋外での運動や遊びなど体を動かす機会が減少し、子どもの体力・運動能力の低下傾向が続いており、深刻な問題となっています。【再掲5-(1)】

運動部活動等で活発に活動する児童生徒と、ほとんど運動しない児童生徒との二極化の傾向が見られます。【再掲5-(1)】

(少年期のスポーツ活動【再掲5-(1)】)

一部の少年スポーツクラブにおいては、大会での勝利を追及するあまり、過度な練習や勝敗にこだわった大会参加が見られます。

(生活習慣の乱れ、心身の健康問題の深刻化)

長時間のテレビ視聴や携帯電話、ゲームに時間を費やし、慢性的な睡眠不足などの生活習慣の乱れを招いたり、生活習慣病の低年齢化、ストレスに起因した心身の健康問題が深刻化しています。

新型インフルエンザ対策の整備が必要です。

(性に関する状況)

児童生徒の性に関する意識の多様化（規範意識の低下）、性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒が増加傾向にあります。10代の人工妊娠中絶率については低下傾向ですが、まだまだ憂慮すべき状況にあります。

(薬物乱用の状況)

我が国において大麻やMDMA等合成麻薬の検挙者の6割から7割は未成年及び20歳代の若者であり、本県においても毎年1名程度の未成年者が薬物事犯で検挙されている状況にあります。

(薬物事犯の少年被疑者数 H18: 1名、H19: 0名、H20: 1名、 県警本部より)

(食生活の状況)

朝食欠食や偏食、不規則な食事などの食生活の乱れが問題です。

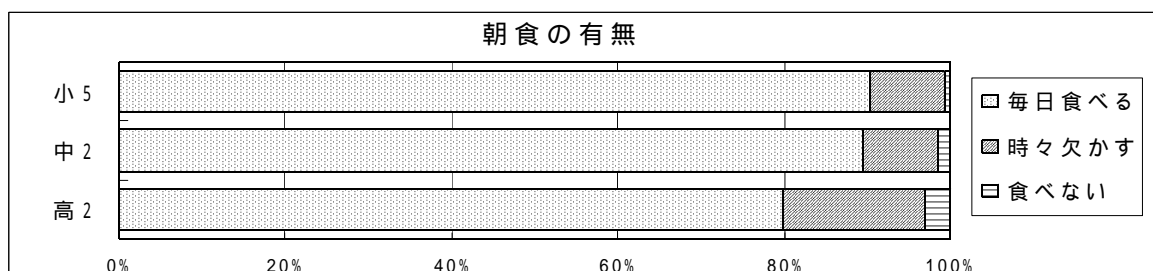
朝食喫食率(平成19年度新体力テスト結果より)

(小学校5年生 : 89.6%、中学校2年生 : 87.9%、高等学校2年生 : 80.3%)

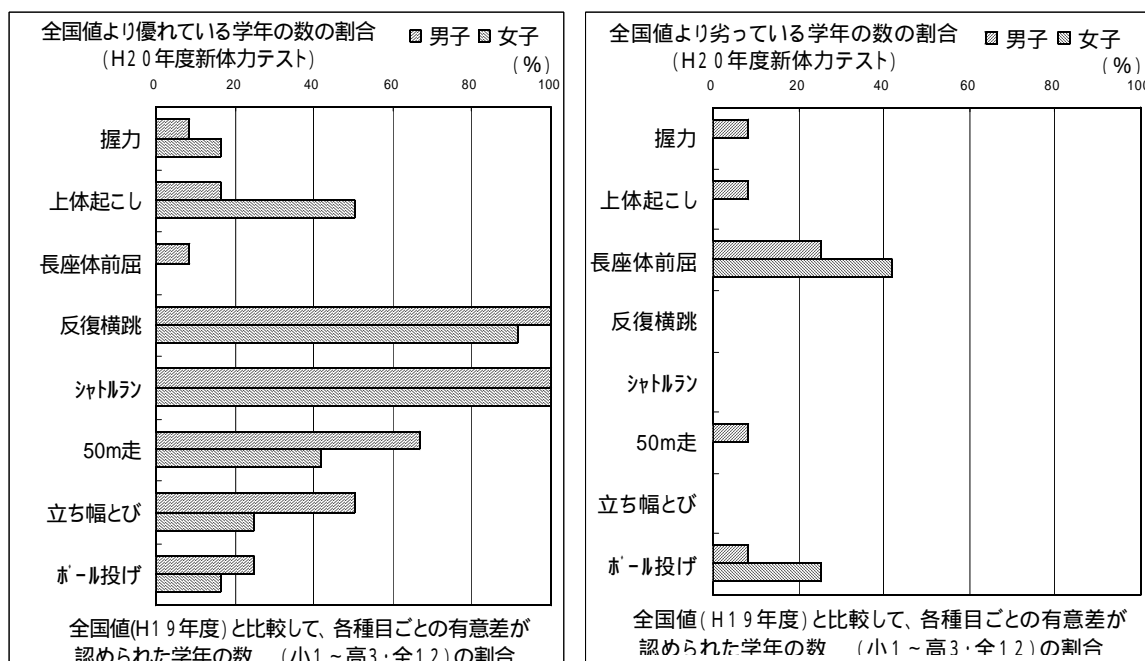
MDMA

..... 興奮作用と幻覚作用を併せ持つ錠剤型の合成麻薬で、エクスタシーなどとも俗称されている。

朝食喫食率 (平成20年度新体力調査結果より)



「全国平均より優れている」或いは「全国平均より劣っている」学年の数の割合
 (平成20年度新体力調査結果より)



「今後の運動部活動 (小学生のスポーツ活動を含む)の在り方について)」

下記の提言を参考にしながらも、児童生徒の発達段階等に配慮したきめ細やかな指導が必要です。そのためには、指導者を育成するとともに、学校や保護者・地域等と十分に連携した活動が望まれます。

鳥取県スポーツ振興審議会提言(H12.3.23)より抜粋

小学生スポーツの活動内容について

(1) 活動日数・活動内容等

(指針)	活動日数	多くても週3～4日程度
	活動時間	平日：2時間を超えない程度 休業日：3時間を超えない程度

青少年育成の理念(仲間との交流、奉仕作業等)に基づいた活動の充実が望まれる。

(2) スポーツ大会の参加

- ・体力的に無理のないよう配慮し、大会参加や練習試合等を計画的に行うことが必要である。
- ・勝ち負けだけでなく、友達との交流など、小学生にとって意義のある大会となるよう、関係者が意識を持って行動することが大切である。

【 目指すところ 】

（学校体育の充実【再掲5-(1)】）

学校体育の充実を図り、体力テストの結果を上昇傾向にするとともに、親世代の平均値に近づくよう改善します。

運動部活動の充実を図るとともに、運動の重要性についての理解を高め、運動を実施する生徒の割合を高めます。

（健康教育の充実）

学校・家庭・地域が連携した健康教育の充実を図ります。

基本的な生活習慣が定着した児童生徒の増加を目指します。

心身の健康のバランスのとれた児童生徒の増加を目指します。

新型インフルエンザ対策に努めます。

（性教育の充実）

学校が家庭や地域と連携して、人間としてのあり方・生き方について考える性教育を充実させることにより、命を大切にする意識を持つ生徒の増加を目指します。

（薬物乱用防止教育の充実）

児童生徒が薬物乱用と健康との関わりについて認識し、薬物乱用に関する誤った情報等に惑わされることなく、自らの判断で自分の健康を適切に管理できるよう指導の充実努めます。また、薬物に関する専門家と連携しながら、薬物乱用防止教室の開催率の向上を図ります。

（食育の推進）

学校全体で組織的・体系的に食に関する指導を充実させるとともに地産地消を進め、食育を推進します。

学校と家庭が連携した食育を推進します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値		
体力調査結果を親世代（s53～57）の平均値に近づける	現在（H20）			
	50m 走	親世代の平均（s53～57）		
	小5男	9.05秒(100%)	9.28秒(97.5%)	9.23秒(98%)
	小5女	9.26秒(100%)	9.59秒(96.6%)	9.45秒(98%)
	中2男	7.86秒(100%)	8.01秒(98.1%)	7.86秒(100%)
	中2女	8.65秒(100%)	8.80秒(98.3%)	8.65秒(100%)
	ボール投げ			
	小5男	31.0m(100%)	27.4m(88.4%)	27.9m(90%)
	小5女	17.6m(100%)	15.3m(86.9%)	15.8m(90%)
	中2男	22.3m(100%)	21.7m(97.3%)	22.3m(100%)
中2女	14.5m(100%)	13.4m(92.4%)	14.5m(100%)	
「校内性教育推進委員会」設置率（県立学校設置率：100%）	小:40%（H19） 中:71%	100%		
中学、高校において薬物乱用防止教室の開催率	中:65.0%（H19） 高:79.2%	100%		
食に関する指導年間計画の作成率	小:69%（H19） 中:55% 高:22%	100%		
朝食喫食率 【再掲1-(2)】	小5:89.6% 中2:87.9% 高2:80.3%	100%		
学校給食用食材の県内産使用率	54%	60%		
栄養教諭の全市町村への配置	3町	全市町村		

【 取組の方向 】

（学校体育の充実）

体育・保健体育学習の充実を図り、運動することの喜びや楽しさを味あわせるとともに、運動の必要性について理解を深め、運動の日常化を推進します。

生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、体力・運動能力の向上と健康の保持増進を図ります。【再掲5-(1)】

今後の運動部活動のあり方について、平成12年3月に鳥取県スポーツ振興審議会から出された提言の趣旨に則った運動部活動の推進をします。【再掲5-(1)】

運動部活動指導者の指導力の向上を図るとともに、外部指導者の効果的な活用を推進します。【再掲5-(1)】

（健康教育の充実）

心身の健康に関する学習の充実と生活習慣について考える機会を増やします。
各学校における新型インフルエンザ対応マニュアルの作成と活用を推進します。

（性教育の充実）

県内における児童生徒の性に関する健康課題の解決に向け、学校における性教育を推進していくために、専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実や教員の指導力の向上を図ります。

（薬物乱用防止教育の充実）

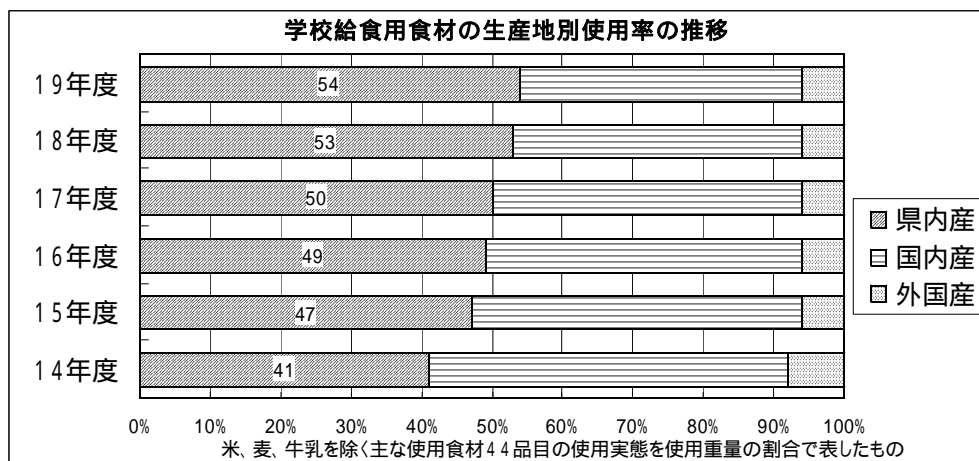
児童生徒の発育発達段階に応じた効果的な指導を行うために、専門的な研修を実施するとともに、薬物に関する専門機関と連携し、学校における指導体制の充実を支援します。

（食育の推進【再掲3-(4)】）

児童生徒の食生活の乱れ（朝食欠食、栄養バランスの偏った食事、不規則な食事の増加）の改善を図る指導を充実させ、学校を中心として家庭と連携した食育を推進します。

学校給食における地産地消を充実させ、子どもたちに安全・安心な食材の提供をとおして地域の食文化を伝え、生産者とのつながりを深めます。

栄養教諭の配置促進など、学校における食育の推進体制の充実を図ります。



(4) 社会の進展に対応できる教育の推進

【 現状・課題 】

(情報社会の課題)

インターネットや携帯電話をはじめとする情報通信ネットワークの急速な普及の一方で、有害情報や犯罪を誘発するサイトへのアクセス等が容易になり、児童生徒を巻き込んだ事件・事故が多発しています。さらに、誹謗中傷や個人情報の無断掲載など、ネット上での「いじめ」が喫緊の課題です。

(環境教育の必要性)

地球温暖化等の環境問題が深刻化している状況の中、児童生徒の環境についての理解を深め、実践する環境教育の推進が期待されています。

(鳥取県に愛着を持った人材の育成)

県内求人が少ない現実はあるものの、大学進学者の県外流出は、本県人口減少の一因となっています。鳥取県の活性化に向けて、県外流出した人材との連携をいかに図っていくかも課題であり、鳥取県に愛着を持った人材の育成が必要になっています。

(社会と学校の現状)

社会の進展に伴い、次々と発生し、また、これからも発生し続けるであろう社会問題への対応については、家庭科や社会科などで取り扱っていますが、個々個別に学習を深めていくことは、授業時間から考えても不可能な現実があります。

【 目指すところ 】

(情報社会を主体的に生きる人材の育成)

あふれる情報の中で、適切な情報を選択し活用する能力（情報リテラシー）が求められます。特に「人と人との間のコミュニケーション」であることを常に意識し、情報モラルの育成による新しいルールやマナーを身に付けた児童生徒の育成を図ります。パソコン・携帯電話を用いたいじめや犯罪等の減少を目指します。【再掲4-(4)】

(環境教育の推進)

環境教育を推進し、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を身に付けた児童生徒を育成します。

(鳥取県に愛着を持った人材の育成)

県内にあっても、県外にあっても、鳥取県に愛着を持った人材を育成します。

(主体的に行動する人材の育成)

地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人ひとりにあるという公共の精神を自覚し、今後の社会の在り方について考え主体的に行動する心を育成します。子どもたちがこれから歩む長い人生において、これからも発生し続けるであろう様々な社会問題を、生涯にわたって、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して課題解決を図れる力を育成します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
情報モラル教育の実施（高校での実施率：100%）	小:61.5% 中:80.0%	100%
環境教育全体計画の作成及び改善	小:72/148 校 中:21/ 60 校	100%
学校における T E A S ・ 種(鳥取県版環境管理システム)取得の促進 小・中学校 = 種、高・特 = 種	小: 18/148 校 中: 9/60 校 高: 10/24 校 特: 2/7 校	小: 25% 中: 30% 高: 100% 特: 100%

全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 質 問 紙 調 査 よ り	新聞やテレビのニュースなどに関心を持つ生徒の増加 〔()は全国平均〕	小:61.0(66.1)% 中:63.1(64.1)%	肯 定 的 な 回 答 率 の 増 加
	今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある生徒の増加 〔()は全国平均〕	小:43.4(48.2)% 中:20.6(23.5)%	
	人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の増加 〔()は全国平均〕	小:93.0(92.4)% 中:90.5(90.5)%	
	人が困っているとき、進んで助ける生徒の増加 〔()は全国平均〕	小:77.5(77.7)% 中:71.7(72.7)%	
	今住んでいる地域の行事に参加する生徒の増加 〔()は全国平均〕	小:74.8(59.9)% 中:43.5(37.0)%	

【 取組の方向 】

(情報教育の推進)

携帯電話やインターネット等の情報メディアを活用することのできる基礎的な能力や情報社会の性質等についての正しい知識を身に付けさせ、情報社会に主体的に参画する態度を育成します。

情報モラル教育については、安全に生活するための危険回避（情報安全教育）と正しい判断や望ましい態度を育てるという両面を体系的に推進します。【再掲3-(4)】

(環境教育の推進)

学校の TEAS（鳥取県版環境管理システム）取得を促進すること等により、一人ひとりが身近なところから環境保全に関する具体的な行動を起こす気運を醸成します。

(鳥取県に愛着を持った人材の育成)

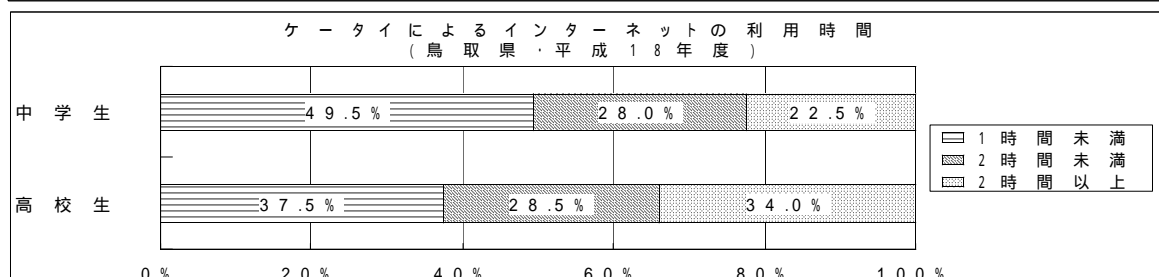
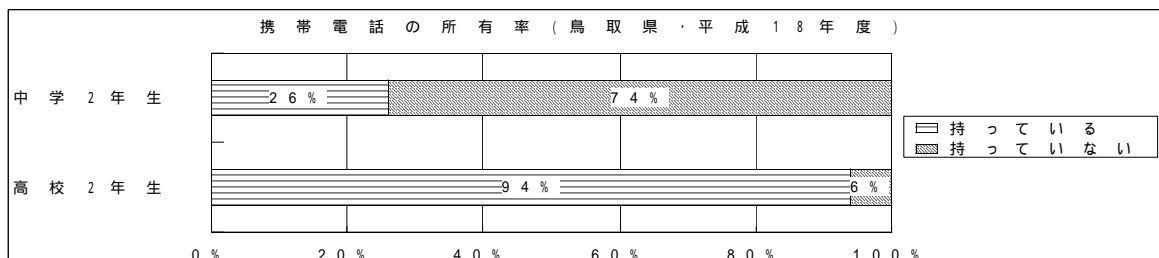
児童生徒の興味関心に基づき、鳥取県の様々な分野に関する調査研究に取り組み、その研究成果を、広く県民に公開された場で発表することにより、鳥取県への愛着を深めさせるほか、発想力、論理力、表現力、批判的思考力、コミュニケーション能力などを養います。

(主体的に行動する人材の育成)

ボランティア活動をはじめ、地域を学ぶ体験・探求的な学習に、学校や地域が連携して取り組むことにより、社会的な問題に対して興味・関心を持ち、自らの課題として主体的に解決する力を育成します。

情報教育

..... 「情報活用能力＝情報社会の(生きる力)」を育てる教育であり、情報リテラシー教育を含む広い意味です。



(5) 幼児教育の充実

【 現状及び課題 】

(幼児教育の充実)

近年、子どもの育ちの変化が指摘されています。

- ・ 基本的な生活習慣の定着が不十分
- ・ コミュニケーション能力の不足
- ・ 食生活の乱れ
- ・ 小学校生活にうまく適応できない
- ・ 直接体験の不足
- ・ 運動能力の低下
- ・ 自制心や規範意識が育っていない

多様化する社会環境の中で育つ子どもたちへの幼児教育の課題に対応するため、幼稚園・保育所での教育の質の向上及び幼稚園・保育所での育ちを小学校へ引き継ぐことが必要とされています。

(子育て支援の充実)

保護者の価値感の多様化、子育てに不安や悩みを持つ保護者及び特別な支援が必要な子どもや保護者の増加など家庭の教育力が低下しているため、幼稚園・保育所の機能を活用した子どものよりよい育ちを保障する子育ての支援が必要となっています。

【 目指すところ 】

(幼児教育の充実)

生涯にわたる人間形成と教育の基礎を培うため、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実・発展させます。

- ・ 子どもや社会の変化に対応するため、子どもの情緒の安定と主体的な活動を促す幼児教育の環境をつくりまします。
- ・ 小学校へ幼稚園・保育所での生活の状況を具体的に伝えるとともに、それぞれの子どもの発達の特性に応じた教育課題を共有する体制を整えます。

(子育て支援の充実)

子どもを主体とした幼稚園・保育所における子育て支援を充実させます。

- ・ 家庭における教育の重要性を保護者に十分理解してもらい、子育てに関する保護者の意識を高めるとともに、幼児期の教育についての関心が深まるようにします。
- ・ 子育てに関し、特に支援が必要な家庭へ対応する力を強化します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
小学校教員による保育所・幼稚園での保育体験研修の実施	4町村	全ての市町村
幼稚園、保育所及び小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定	未調査	全ての小学校区で実施
「子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）」の作成と小学校への送付（平成22年度以降に就学する児童から対象）	H22から施行	全ての保育所で実施
幼稚園の自己評価及び結果公表（平成20年度～）【再掲3-(2)】	評価 75% (H18)	100%
「認定こども園」の設置	0施設	10施設 (H30)

子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録等）

…… 保育所生活での子どもの育ち、養護や教育に関わる事項を記録し、保育実践を振り返ることで、保育士等の自らの専門性の向上及び保育の質の向上を図るもので、保育所（園）と小学校の連携を図るための一つの方法として、保育所（園）から就学先の小学校に送付する資料のことをいいます。

【 取組の方向 】

(幼児教育の充実)

多様化する保育や幼児教育のニーズや課題に合わせた研修を行い、職員の資質向上を図ります。

各市町村における幼児教育の振興を図るため、職員等に対して 幼稚園教育要領 や 保育所保育指針 の趣旨・内容の啓発・普及に努めます。

幼稚園・保育所の職員が、小学校低学年の学習内容についての理解に努めるとともに、基本的な生活習慣の定着、規範意識の育成及び他者との関わり等を中心とした小学校入学前後の相互の指導の在り方等について、小学校教職員と意見交換し、理解を深める機会を推進します。

幼児教育専任指導主事及び保育指導員による幼児教育の充実、職員の専門性の向上及び施設の組織体制の強化を図ります。

就学前の教育・保育を一体的に行うとともに、地域における全ての子育て家庭を対象とする子育て支援機能を備えた「認定こども園」の普及啓発を図ります。

(子育て支援の充実)

幼稚園・保育所において家庭との情報交換の機会を設け、綿密な連携を図るとともに、保護者と職員または保護者同士による子どもの望ましい発達について語り合う場の設定等を推進します。

幼稚園教育要領

…… 文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準のことで。

保育所保育指針

…… 厚生労働省が告示する児童福祉法最低基準の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項等を定めたものです。

認定こども園

…… 認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成18年10月より開始された制度で、幼稚園、保育所等のうち、

(1) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

(2) 地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。

認定こども園制度の推進により、次のような効果が期待されています。

- ・ 保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能に
- ・ 適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保
- ・ 既存の幼稚園の活用により待機児童が解消
- ・ 育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実

(6) 特別支援教育の充実

(「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について(H20.11.14 答申)」参照)

【 現状・課題 】

- (各生活圏域(東部・中部・西部)における教育の充実)
できる限り身近な地域において、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を受けることができるようさらに教育環境を整備する必要があります。
- (特別支援学校におけるセンター的機能の推進)
特別支援学校におけるセンター的機能の推進体制の充実が必要です。
- (移行期の支援の必要性)
就学前後や学校間の移行の時期に特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、学校生活にスムーズに適応できるための対応が必要です。
- (進路の保障)
本県においては、地域経済の低迷、脆弱な産業基盤等により、有効求人倍率が全国平均よりも大幅に低下しており、特別支援学校卒業生の就職先の確保、また、発達障害のある中学校卒業生の進路の保障が課題です。
- (専門性のある教員の確保)
免許保有率の低い領域の単位取得機会の確保及び免許法認定講習の継続実施などにより、特別支援教育を担当する専門性のある教員の確保を図る必要があります。
- (保護者の支援)
各期の保護者の不安や障害があることを受け入れるための支援が必要です。

【 目指すところ 】

- (自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備)
障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の促進を目指し、その障害の種類や程度に応じた教育を受けることができるよう、各生活圏域(東部・中部・西部)の教育環境を整備します。
- (特別支援学校のセンター的機能の推進)
特別支援学校は、学校相互・関係機関等と連携を図りながら、各学校の専門性を基盤として、センター的機能の充実に向けた校内の体制化や適切な人材配置、学校間の連携体制等の条件整備に努めます。
- (幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校での指導・支援の推進)
幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校においては、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒への指導や支援の推進に努めます。
- (「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の改善)
適切な指導を一層推進するために、「個別の教育支援計画」にもとづき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を行い、指導の改善に生かすよう努めます。
- (一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実)
特別支援学校における小学部から高等部まで一貫した指導の体制を確立するとともに、学校と労働・福祉等の関係機関との連携を深める取組みの充実を図ります。
- (移行支援の充実)
卒業後の生活をより豊かにするために、労働や福祉等関係機関と学校と連携しながら移行支援の一層の充実を図っていくよう努めます。
- (教員の専門性の向上)
障害のある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を図ることができるように、教員の専門性の向上のための取組みを行います。

(保護者支援の充実)

学校(園)の教育(保育)と家庭生活の役割を明確にし、保護者の参画による支援の充実に努めます。

(特別支援教育の普及啓発)

教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じた特別支援教育の普及啓発の推進に努めます。

【 数値目標 】

指 標		現況値	目標値
個別の教育支援計画の策定(H20公立幼小中高)		27.3%	80%
個別の指導計画の作成(H20公立幼小中高)		84.9%	100%
特別支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率の向上		50.0%(H19)	75%以上
該当障害種に関する	特別支援学校教職員	79.0%	90%以上
特別支援学校免許状保有率の向上	特別支援学級教員	38.0%	40%以上

個別の教育支援計画

…… 障害のある児童生徒等一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために策定した支援計画

【 取組の方向 】

(県立高等特別支援学校または県立学校内に分校、分教室等の設置を検討)

軽度知的障害者に対応するために、県立学校の空き校舎や教室を有効に活用して、県立高等特別支援学校の設置や県立学校内に分校や分教室の設置等を検討します。

(特別支援学校のセンター的機能の充実)

各県立特別支援学校において、教育相談や研修など、地域の特別支援教育の拠点としての機能の充実に努めます。

(開かれた学校づくりの推進)

学校公開日(週間)の設定を促進するなど開かれた学校づくりを推進します。

(発達障害教育拠点設置の検討)

中部圏域における自閉症者への指導の効果を検証するとともに、東部圏域並びに西部圏域における発達障害教育拠点の設置を検討します。

(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の改善と関係機関との連携推進)

発達障害を含む障害のある一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用を進め、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

(自立と社会参加に向けた取組支援)

職業教育の充実や卒業生の就労促進などを図りながら、幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた取組みを支援します。

(教員の資質向上)

教員研修等により教員の資質向上を図るとともに、免許法認定講習等で、総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状」の取得率の向上を図ります。

外部専門家等の導入や、専門研修派遣により教員の専門性の向上を引き続き行うよう努めます。

(保護者等への支援)

保護者等の負担を軽減するため、特別支援学校の通学支援や福祉との連携による保護者の相談体制の整備を図ります。

(交流及び共同学習の推進)

交流及び共同学習の機会を適切に設け、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深める取組みの充実に努めます。

施策の方向性 3

学校教育を支える教育環境の充実

子どもたちが、安全で質の高い空間で学び、様々な体験をし、生活できるようにすることが、教育に不可欠な前提条件であるなか、近年、少子高齢化の進行や国際化・情報化の進展、産業・就業構造の変容など、急速な社会の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境だけではなく、学校や家庭、地域の在り方やその機能、学校や教職員に対する期待やニーズも年々増加・多様化してきており、様々なものが学校や教職員に求められています。

さらに、近年、学校内や登下校時等において子どもたちが被害に遭う犯罪が多発したことや、食の安全問題、学校施設の耐震化対策の必要性などから、学校内外における子どもたちの安全や安心に対する取組みの関心度が高まっています。

こうしたことから、保護者をはじめとする県民からは、安全・安心な学校づくりや地域から信頼される開かれた学校づくり、教職員の資質向上、充実した教育環境の整備などに対して、強い関心や要望があります。

さらに、今後も進むと思われる少子化に伴い、小・中学校の在り方、高等学校の在り方など県民に多様で良質な教育を提供するための方策についても検討が必要となってきました。

一方、学校現場が多忙化する中で教職員の精神性疾患による休職者数が増加している状況がみられます。

こうした現状に基づく課題解決のために以下のような目標の実現を目指します。

生徒減少期であっても、活力に満ち、特色ある教育活動を展開したり、社会の変化、生徒や保護者、地域のニーズに対応できる学校づくりを目指します。

保護者や地域住民をはじめとする県民の期待やニーズに迅速かつ適切に応え、県民に信頼される学校づくりと教職員を育成します。

学校と地域住民、関係機関等との連携強化や耐震化の促進など学校内外での子どもたちの安全を確保します。

県民に多様で良質な教育の選択肢を提供するため、私立学校の振興を図ります。

施策目標

- (1) 児童・生徒減少期における学校の在り方
- (2) 教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進
- (3) 使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置
- (4) 安全・安心な教育環境の整備
- (5) 私立学校への支援の充実

(1)児童・生徒減少期における学校の在り方

【 現状・課題 】

(公立小・中学校の在り方)

今後も少子化が進行するなか、児童生徒の学習環境を維持・向上させ、学校の活力を高めていくことができる学校の在り方についての検討も必要です。

(高等学校の在り方)

今後も中学校卒業者の減少が続く見込みであり、現在のままでは高等学校の一層の小規模化は避けられず、特に専門学科においては、一部学科の存続も危惧されるなど、生徒の学習ニーズへの対応はもとより、地域産業への影響も懸念されます。

【 目指すところ 】

(公立小・中学校の在り方)

子どもたちに対して、義務教育の水準が維持され、児童生徒の学習環境を維持・向上させ、学校の活力を高めていくことができる活力ある学校環境を目指します。

(今後の高等学校の在り方)

「次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある鳥取県高等学校教育の在り方について」第二次答申(平成21年2月13日)を踏まえて、生徒減少期であっても、活力に満ち、特色ある教育活動等を展開したり、社会の変化、生徒や保護者及び地域のニーズに対応した学校づくりを目指します。

「本県における中高一貫教育の在り方について」(「次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について」)第一次答申(平成20年6月16日)を踏まえて、具体的な計画を策定します。

【 取組の方向 】

(公立小・中学校の在り方)

今後も小学校入学者の減少が見込まれるなか、教育的な観点から、公立小・中学校の在り方についての検討が求められる市町村教育委員会に対しては、より一層の協力・支援の強化を図ります。

(今後の高等学校の在り方)

平成23年度までの高等学校の在り方については、「次代を担う生徒を育成するための活力ある本県高等学校教育の在り方について(答申)」(平成15年10月20日)に基づき、原則として大規模な再編成は実施せず、一連の教育改革の定着を図ります。

平成24年度以降の高等学校の在り方については、本年(平成21年)2月の鳥取県教育審議会第二次最終答申を踏まえ、具体的な計画を策定します。

中高一貫教育については、平成20年6月の鳥取県教育審議会第一次答申をいただいたが、鳥取大学で設置の動きがあることから、この動向を見ながら対応・検討します。

(2)教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進

【 現状・課題 】

(県民に信頼される学校づくり)

生徒の状況に即応できる学校運営や県民に信頼される学校づくりが求められています。保護者や地域住民と協働したより良い学校づくりに向けた改善サイクルの定着のために、学校の自己評価結果の公表や保護者など学校関係者による評価の実施とその結果の公表・説明が求められています。

(学校組織運営体制の充実)

学校が、様々な教育ニーズや課題に適切に対応し解決するため、学校の組織運営体制の充実と、個々の教員の対応に加えて学校あげての組織的な対応が求められています。

(教職員の過重負担・多忙感)

課題の複雑化・多様化による教職員の過重負担・多忙感の解消が必要です。

(教職員の精神性疾患)

教職員の精神性疾患による休職者が増加の傾向にあります。(H10：13人 H19：37人)

【 目指すところ 】

(県民に信頼される学校づくり)

保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを目指します。

- ・学校教育の成果と課題、自己評価及び学校関係者による評価結果の公表やその結果に基づき教員及び各教科の授業改善を始めとする学校運営の改善を図るなど、保護者や地域住民をはじめとする県民への説明責任を適切に果たす取組を充実します。
- ・学校公開週間の実施などによる開かれた学校づくりの促進や保護者・地域運営による学校サポート体制の強化を目指します。

(学校組織運営体制の充実)

様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる学校運営組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制の確立、特に今後予想される、児童生徒数の減少に対応できる学校運営組織の構築・強化を目指します。

(教職員の過重負担・多忙感)

教職員の過重負担・多忙感の解消を図るとともに、児童生徒一人ひとりに教員が向き合う環境づくりを目指します。

(教職員の精神性疾患)

学校が教員にとって心身ともに健康で働くことのできる職場環境を目指し、教職員の精神性疾患による休職者発生率の減少を図ります。

【 数値目標 】

指 標		現況値	目標値
学校評議員制度の設置率(類似制度含む) cf:高・特=100%(H20)		幼:44.4% 小:95.3% 中:93.3%	幼:100% 小:100% 中:100%
学校評価制度(自己評価の公表率) cf:高・特=100%(H20)		幼:33.3% 小:33.8% 中:14.8%	幼:100% 小:100% 中:100%
学校評価制度(学校関係者評価の実施・公表率) cf:高・特=100%(H20)	実 施 率	幼:0.0% 小:50.9% 中:42.6%	公 表 率
		幼:0.0% 小:18.4% 中:9.8%	幼:100% 小:100% 中:100%
学校評価制度(県立学校への第三者評価制度の導入)		高校2校,特別支援 学校1校試行中	H25までに 制度を導入

【 取組の方向 】

(県民に信頼される学校づくり)

学校評価点検及び公表の取組を全ての学校に拡大するとともに、コンプライアンス（法令遵守）の徹底により学校運営を強化します。

地域との連携等による開かれた活力ある学校づくりを一層推進するため、地域人材、資源、情報を集約した人材・資源情報バンクや学校と地域をつなぐコーディネーターの配置など、地域が学校運営に関わる取組みを推進します。

コミュニティ・スクールの導入など、次代に向けての学校運営の仕組み等を見直します。

(学校組織運営体制の充実)

副校長、主幹教諭などの新たな職の設置により、学校運営組織の課題解決能力の向上等、学校の組織運営体制の充実を図ります。

学校裁量予算制度の実施状況の検証・評価をもとに、同制度の一層の充実を図ります。

各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理するため、マネジメント機能を高めます。

(教職員の過重負担・多忙感の解消)

現在の教育水準を維持するとともに、教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境づくりの促進のため、教職員数の確保に努めます。

・高等学校 概ね生徒10人に対して教職員 1人

・小中学校 概ね生徒12人に対して教職員 1人

H20生徒一人当たりの教職員数	
県立高等学校	： 0.102人
公立小・中学校	： 0.085人

マネジメント機能を高め、各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理し、教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う時間を十分に確保できるようにします。

教職員の仕事内容の見直しをはじめとした学校現場における教職員等の過重労働対策を推進します。

教員の適正配置、外部人材の積極的な活用を行います。

(少人数学級の継続【再掲2-(1)】)

きめ細やかな指導による学力の定着と、増加していく授業不成立や学校不適應等の問題などに対応するために、少人数学級を継続します。

(教職員の健康問題への対応)

教職員の心の健康問題に関して、教職員自身のセルフケア、教職員間の連携・協働、管理職の対応の重要性などについての理解を促進するとともに、教職員用の相談体制の充実を図ります。

学校評議員制度

..... 開かれた学校づくりを推進するため、地域住民等、当該学校の職員以外の者の中から学校評議員を選任し、その意見を学校運営に反映させる制度

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

..... 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に関われ、地域に支えられる学校づくりを実現するための仕組みを指す。

学校評価制度（自己評価、学校関係者評価、第三者評価の整理）

自己評価	校長のリーダーシップのもと、学校の教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画に照らし、学校自らが成果や課題について評価を行うもの
学校関係者評価	学校の「自己評価」結果を踏まえて、学校評議員やPTA役員（保護者）、地域住民等の学校関係者が評価するもの
第三者評価	大学や教育研究機関の職員、学識研究者等、当該学校に直接関わりを持たない専門家が客観的に学校を評価するもの

H18実績 (学校数) (文部科学省調査)	自己評価		学校関係者評価	
	実施	公表	実施	公表
小学校(157校)	157	53	80	29
中学校(61校)	61	9	26	6
県立学校(31校)	31	31	31	31

(3)使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置

【 現状及び課題 】

(教員の資質向上や指導力の向上)

様々な教育ニーズや課題に対応し解決するために、教員の資質向上や指導力の向上、適切な人材の確保が求められています。

【 目指すところ 】

(教員の資質向上や指導力・授業力の向上)

様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる教職員の資質や指導力の向上及び適切な人材の確保を目指します。

児童生徒が「できる楽しさ」「分かる喜び」を実感し、学習意欲が高まる授業を展開できるよう、教員の授業力を高めます。【再掲2-(1)】

児童生徒の課題解決能力を高めるとともに、思考力を高め合う授業が展開できるよう、教員の授業力を高めます。【再掲2-(1)】

授業に満足する生徒の増加を図ります。【再掲2-(1)】

教科別研究会の開催回数を増加します。【再掲2-(1)】

【 取組の方向 】

(教員の資質向上や指導力・授業力の向上)

児童生徒の学ぶ意欲、興味・関心を引き出す授業実践力と、児童生徒を引きつける豊かな人間性や教養を備えている教職員の確保・養成を行います。

教職員評価・育成制度の充実を図ります。

教職員研修の充実や実施している各研修効果の検証と見直しを行います。

学習時に望まれる子ども像、教師像及び授業像を具体的な姿として定める「鳥取県スタンダード」を策定・活用し、教員の授業改善を進めます。【再掲2-(1)】

児童生徒が主体性を持って相互に学び合う学びの集団づくりを推進します。

【再掲2-(1)】

各学校の実態に応じた学力向上や授業改善の方策について、学校教育支援を行える体制を構築します。【再掲2-(1)】

小・中・高連携を推進し、学びの連続性を考慮し効果的な指導法を構築します。

【再掲2-(1)】

モデル校を指定して、授業改善の方策について継続した学校支援を行い、その成果を他校に還元します。【再掲2-(1)】

全教科で学校図書館を活用する学習への取組を推進します。【再掲2-(1)】

教職員評価・育成制度

…… 教職員が職務上の課題を認識して主体的に職務に取り組み、評価者がその職務遂行状況を公正公平かつ客観的に評価することにより、公正な人事管理に資するとともに、教職員の人材育成及び資質能力の向上を図り、もって学校組織の活性化に資するための制度

(4)安全・安心な教育環境の整備

【 現状・課題 】

(公立学校の耐震化)

平成20年4月現在の公立学校・園施設の耐震化率は全国平均より低い状況です。

	幼稚園	小中学校	高等学校	特別支援学校
鳥取県	55.6%	58.7%	47.0%	82.6%
全国	57.8%	62.3%	64.4%	80.5%

(学校内外の安全確保)

学校内や登下校時等に子どもたちが被害に遭う犯罪が多発したため、学校内外の安全確保が求められています。

携帯電話やインターネットの悪用によって、子どもが被害に巻き込まれる事件が増加しています。

(安全・安心な学校給食)

食の安全を脅かす事件が発生するなか、安全で安心できる学校給食の提供が望まれています。

(学校図書館・教材整備の充実)

学校図書館の充実や教材の整備に対する財源措置の充実が求められています。

(修学資金の支援)

学習権を保障する観点から、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、修学資金の支援が必要です。

【 目指すところ 】

(公立学校の耐震化)

公立学校の耐震化率の向上を目指します。

(学校内外の安全確保)

地域との協働による学校づくりの観点から、

- ・地域社会やボランティア等との連携による子どもの安全確保を目指します。
- ・地域の人材や資源の積極的な活用を目指します。

パソコン・携帯電話を用いたいじめや犯罪等の減少を目指します。【再掲2-(4)】

(安全・安心な学校給食)

安全で安心できる食材を使用した学校給食の提供を目指します。

衛生管理を徹底し、異物混入や食中毒事故を防ぎます。

(学校図書館の整備の推進)

学校図書館資料を充実させるため、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、全ての学校への司書教諭の発令と司書など学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を目指します。

(教材整備の推進)

学校現場に、教材費の地方財政措置を活用した十分な教材が行き渡ることを目指します。

(修学資金の支援)

経済的に修学が困難な生徒全てが、希望する学校に進学ができる奨学金制度と奨学金制度が持続可能なものとなるよう、その財源となる奨学金返還金の徴収向上を目指します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
公立学校の耐震化率の向上	高 : 47.0%	高 : 90%
耐震化率 全建物のうち、耐震性がある棟数（昭和57年以降建築の棟数、昭和56年以前建築で耐震性がある棟数、耐震補強済みの棟数）の割合を指す。	特 : 82.6%	特 : 100%
	小中 : 58.7%	小中 : 80%
	幼 : 55.6%	幼 : 100%
学校地域安全マップを全ての小学校において作成	82.0% (H19)	全ての小学校

【 取組の方向 】

（公立学校の耐震化）

県立学校については、「県立学校耐震化計画」を策定するなど、公立学校施設の耐震化を促進します。

（学校内外の安全確保）

学校と地域社会やボランティア等との連携による子どもの安全確保への取組を推進します。具体的には、学校安全ボランティア講習会の開催や スクールガードリーダーの活動支援、学校地域安全マップの活用などにより、地域が一丸となった学校安全への取組みを推進します。

また、全ての小学校において学校地域安全マップを作成します。

情報モラル教育については、安全に生活するための危険回避（情報安全教育）と正しい判断や望ましい態度を育てるという両面を体系的に推進します。【再掲2-(4)】

（安全・安心な学校給食）

学校給食における衛生管理の徹底等のための衛生管理講習会を開催します。

生産者や流通関係者等と連携して地産地消を推進することにより、安全で安心できる学校給食の提供に努めます。

関係機関と連携し、学校給食における異物混入などの事故防止に努めます。

（食育の推進【再掲2-(3)】）

児童生徒の食生活の乱れ（朝食欠食、栄養バランスの偏った食事、不規則な食事の増加）の改善を図る指導を充実させ、学校を中心として家庭と連携した食育を推進します。

学校給食における地産地消を充実させ、子どもたちに安全・安心な食材の提供を通して地域の食文化を伝え、生産者とのつながりを深めます。

栄養教諭の配置促進など、学校における食育の推進体制の充実を図ります。

（学校図書館及び教材整備の充実）

ICT環境など時代ニーズに対応した質の高い教育を受けることができる教育環境を整備するため、関係機関と連携した教育の推進や学校図書館、教材整備の充実を促進します。

（修学資金の支援）

奨学金を必要としている生徒に、奨学金の貸与ができるよう貸与枠やその財源の確保を図ります。

スクールガードリーダー

..... 学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者を指す。

ICT

..... Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。IT（Information Technology：情報技術）と同義。

(5)私立学校への支援の充実

【 現状・課題 】

(私立学校の振興)

私立学校それぞれの建学の精神と自主性を尊重しながら、私立学校の振興を図ることが必要です。

具体的には、特色ある教育活動の推進や教職員の人材確保・育成、多様な生徒へのきめ細かい教育の提供が求められています。

私立学校も公立学校と同様に、学校の自己評価結果の公表や保護者など学校関係者による評価の実施とその公表・説明が求められています。

(学校経営の健全性の向上・入学者確保)

少子化の進行に伴う生徒減により、私立学校は運営面で大きな影響を受けるので、学校経営の健全性の向上に向けて入学者の確保を図ることが求められています。

(私立学校の耐震化)

私立学校施設も公立学校施設と同様に耐震化の促進が必要です。

- ・高等学校 45.2% 中学校は高等学校と同一校舎のため記載していません。
- ・幼稚園 50.7% <私立学校耐震化率(平成19年10月1日現在)>

【 目指すところ 】

(私立学校の振興)

私立学校の様々な取組みを支援し、県民に多様で良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた「人財」を養成します。

私立学校の情報公開の一層の促進、学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進を図ります。

(学校経営の健全性の向上・入学者確保)

私立学校の魅力向上の取組みを支援し、入学者確保と学校経営の健全性の向上を図ります。

(私立学校の耐震化)

私立学校の耐震化については各学校設置者の取組みが基本ですが、一層の耐震化率の向上を目指します。

【 取組の方向 】

(私立学校の振興)

特色ある教育活動の推進を図るための支援を行います。

優秀な教職員の人材確保・育成のため、研修などの支援を行います。

多様な生徒に対するきめ細かい教育を提供するための支援を行います。

専修学校における実践的な職業教育の促進を図るための支援を行います。

情報公開の一層の促進、学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進を図るための支援を行います。

(学校経営の健全性の向上・入学者確保)

私立学校の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上、保護者等の学資負担の軽減を図るため私立学校助成を充実します。

(私立学校の耐震化)

私立学校施設の耐震化の促進を図るため、耐震化に係る国の助成制度と協調した支援を行います。

施策の方向性 4

文化・芸術の振興と文化財の保存・活用

郷土を愛し、豊かな人間性を身に付けるためには、郷土で育まれた伝統や文化を尊重するとともに、優れた芸術に触れる機会を提供することが望まれます。

県内には、魅力的な史跡やまちなみ、伝統芸能等、数多くの歴史・文化資産がありますが、それら地域の誇りに対する理解、認識は必ずしも十分ではありません。

さらに、少子高齢化による担い手不足も相まって、郷土に伝わる伝統や芸能が消失する懸念もあります。

このため、ふるさとの歴史的文化財を積極的に公開・活用していく必要があります。

また、子どもたちが学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加ができる機会や、地域において伝統・文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を行う必要があります。

鳥取に暮らすことに「誇り」を感じられるような個性的な地域づくりを展開することが求められています。

こうした取組の方向に基づく施策を通じて、以下のような目標の実現を目指します。

芸術・文化を振興することによって、地域の「創造性」を高めます。

文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくりを行います。

施策目標

(1)文化・芸術活動の一層の振興

(2)文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり

(1)文化・芸術活動の一層の振興

【 現状・課題 】

(新しい文化創造の土壌)

本県には、美しい自然とともに、古くから先人たちがはぐくんだ伝統と個性のある文化・芸術があり、新しい文化を創造する土壌もあります。

(文化・芸術を实践する能力)

県民の文化・芸術を实践する能力は、国民文化祭の実施を契機に、成熟レベルに近づいているものの、男女及び年齢によるひらきは依然としてあります。

(優れた文化・芸術に触れる機会等【再掲2-(2)】)

誰もが優れた文化・芸術にふれたり、文化・芸術活動に参加する機会が、必ずしも十分ではありません。特に子どもたちが感性を磨く機会が少ない状況にあります。

(文化・芸術活動を支援する地域の力)

文化・芸術活動を支援する地域の力は発展途上にあります。

【 目指すところ 】

(文化・芸術振興による地域の「創造性」の向上)

文化・芸術を振興することによって、地域の「創造性」を高める。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
2年に1回は児童生徒が文化芸術に触れる機会を持つように努める。 (学校における鑑賞教室等に関する実態調査より)【再掲2-(2)】	71.8%	100%

【 取組の方向 】

(アーティストや文化団体への支援、支援団体等との連携)

アーティストや鳥取文化団体連合会等の文化団体を支援するとともに、文化・芸術活動を支援する方々と連携して、文化・芸術活動を活性化します。

(文化・芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充等)

鳥取県美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、財団法人鳥取県文化振興財団事業のほか、廃校等を使った文化・芸術の発表等による鑑賞人口の拡大など、県民が文化・芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充します。財政事情が許せば県民合意を得た上で美術館を建設します。

(アーティストリゾートの展開促進等)

UJターンをされたアーティストや地域に根付いて高いレベルの文化・芸術活動を行うアーティストと県民が芸術を介して活発に交流する「アーティストリゾート」の展開を促進するとともに、心豊かな県民生活、ネットワークづくり、地域の魅力向上などの付加価値の創造に貢献します。

(文化・芸術に触れ、感性を磨く機会の確保【再掲2-(2)】)

学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化・芸術に触れ、感性を磨く機会を確保し、文化・芸術活動を活性化します。

(文化・芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透促進)

アートスタート事業等により、子どもの頃から文化・芸術に触れる機会を拡充し、文化・芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透を促進します。

(2) 文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり

【 現状・課題 】

(文化財への県民の理解促進)

文化財は県民全体の共有財産であり、県民の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものであること、本県文化の向上発展の基礎をなすものであることを県民が理解する取組みの推進が求められます。

(文化財保護の推進に向けた課題)

文化財の指定・登録に向けた取組みの推進、情報発信と活用方策の検討を積極的に行う必要があります。また、指定後も継続的に保護を図るための一層のフォローアップも必要です。

(文化財に接して楽しめる環境づくり)

文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりへの取組みが必要です。

(妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡の一層の情報発信等)

妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡については、関係機関や地域とのさらなる連携強化を図るとともに、両遺跡の一体的な情報発信を継続していくことが求められています。

(三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査)

三徳山の世界遺産登録に向け、顕著な普遍的価値や本資産の位置付けについての検討が求められており、さらなる学術調査の推進が必要です。

【 目指すところ 】

(文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり)

県民が文化財を大切にし、身近に感じたり、親しむことによって、本県の歴史や文化に誇りを持ち、心豊かな暮らしが実感できる地域づくりを目指します。

【 数値目標 】

- ・ 県指定文化財（貴重な財産である
県内の建造物、民俗芸能、名勝・記
念物などの優れた文化財）
の新規指定件数 15件

県指定文化財 231件（H21.1.30）			
保護文化財	106	無形民俗文化財	40
史跡	18	有形民俗文化財	3
名勝	4	無形文化財	7
天然記念物	52	伝統的建造物保存地区	1

【 取組の方向 】

(文化財を大切にする機運の醸成)【再掲2-(2)】

県民が歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運を醸成します。
文化財主事による学校等への出前講座の開催や弥生講座の充実を図ります。

(文化財保護の推進と情報発信)

文化財指定、登録、指定後のフォローアップ等により文化財保護を推進し、文化財の積極的な情報発信を行うとともに活用促進を図ります。

(文化財を身近に感じ、親しむ地域づくりの推進)

地域の身近な文化財を訪ねる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。

妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする本物の文化財に触れ、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。

(三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査)

三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査の推進と登録に向けた取組みを支援します。

施策の方向性 5

ス ポ ー ツ の 振 興

少子高齢化といった県民の生活を取り巻く社会の変化や本県におけるスポーツ振興の現状と課題を踏まえたとき、スポーツが生涯にわたり心身ともに健全な生活を営む上で不可欠なものとして、その重要性はますます高まってくると考えられます。

また、県民が「スポーツをする」ことにより、他の人と交流を深めたり、ルールが学べるなど、自分自身を高め、健康づくりや生きがいづくりへと繋げることができます。

「スポーツを見たり聞いたりする」ことにより、感動を味わったり、勇気や希望や夢を持つことができます。

さらに、「スポーツを支える」ことにより地域等への連帯感や達成感・充実感を共に得ることができます。

スポーツには人それぞれのスタイルがありますが、スポーツが文化として定着するよう今後更なるスポーツ振興を図ることが必要と考えます。

今後は、県民が生涯を通じて欠くことのできない文化の一つとして、スポーツを生活の中に定着させることや、健康的な生活を営むために自主的にスポーツに取り組むことができる環境の整備が必要となります。

そのため、様々な年代の人々の豊かなスポーツライフの実現を目指し、心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築に向けた取組みが求められています。

こうした取組の方向に基づく施策を通じて、以下のような目標の実現を目指します。

運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進ための実践力の育成と体力の向上を図ります。【再掲2】

いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図り、明るく豊かで生きがいのある生活を創出します。

競技スポーツの総合的な向上を図り、多くの県民に夢と希望、感動と勇気を与え、郷土愛を育むなど、本県の活性化に寄与します。

施策目標

(1) 心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築

(1)心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築

【 現状・課題 】

- (子どもの体を動かす機会の減少と体力・運動能力の低下【再掲2-(3)】)
屋外での運動や遊びなど体を動かす機会が減少し、子どもの体力・運動能力の低下傾向が続いており、深刻な問題となっています。
- (子どもの運動実施の二極化【再掲2-(3)】)
運動部活動等で活発に活動する児童生徒と、ほとんど運動しない児童生徒との二極化の傾向が見られます。
- (少年期のスポーツ活動【再掲2-(3)】)
一部の少年スポーツクラブにおいては、大会での勝利を追及するあまり、過度な練習や勝敗にこだわった大会参加が見られます。
- (スポーツ活動施設の利用)
少子高齢化が進む本県においては、スポーツをする人の割合が低いです。
- (地域におけるスポーツ環境整備)
少子高齢化が進む中、県内においては地域でスポーツをする時の受け皿(体制・指導者等)が少ないです。
- (競技力の低迷)
国民体育大会等における競技力が低迷(選手層の薄さ、優秀な指導者の育成・確保)しています。

【 目指すところ 】

- (子どもの体力向上【再掲2-(3)】)
学校体育の充実を図り、体力テストの結果を上昇傾向にするとともに、親世代の平均値に近づくよう改善します。
- (運動実施率の増加【再掲2-(3)】)
運動部活動の充実を図るとともに、運動の重要性についての理解を高め、運動を実施する生徒の割合を高めます。
- (少年期のスポーツ活動の適正化)
子どもの健全育成に果たすスポーツの重要性を踏まえながら、勝利至上主義を見直し、勝者であれ、敗者であれ、お互いを認め合ったり、友情を育むなど、スポーツをとおして「からだ」と「こころ」の成長を育みます。
- (生涯スポーツ社会の実現)
誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰とでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会を実現し、スポーツを通して健康を維持できる人の増加を図ります。
- (トップアスリートの育成)
多くの県民に夢と希望、感動と勇気を与え、郷土愛を育むとともに、県の活性化に大きく寄与するような競技スポーツの充実及びトップアスリートの育成を推進します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
総合型地域スポーツクラブの設置(平成28年度目標)	16市町 31クラブ	旧39市町村(H28)
県民(成人)の運動・スポーツ実施率	44.3%(H16)	50%以上
国民体育大会 常時30位台の成績を確保	46位(H20)	常時30位台

【 取組の方向 】

（学校体育・スポーツ活動の充実【再掲2-(3)】）

生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに体力・運動能力の向上と健康の保持増進を図ります。

今後の運動部活動のあり方について、平成12年3月に鳥取県スポーツ振興審議会から出された提言の趣旨に則った運動部活動の推進をします。

運動部活動指導者の指導力の向上を図るとともに、外部指導者の効果的な活用を推進します。

（青少年健全育成に基づいたスポーツ活動の普及）

青少年期のスポーツ活動については、勝敗のみにこだわるのではなく、いろいろなスポーツを体験させたり、スポーツ活動以外にも仲間との交流や奉仕活動をさせるなど、青少年健全育成の理念にもとづいた活動を奨励します。

青少年健全育成の理念に沿った適切な指導等の普及・啓発を行います。

（地域における生涯スポーツの充実）

県民の誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、生涯を通じてスポーツを気軽に楽しむことができるような総合型地域スポーツクラブの設立及び育成を支援します。

地域スポーツの振興やスポーツに対する県民の意識の高揚を図るため、県民に対する啓発（各種イベントの開催等）を行うとともに、各市町村や関係団体等の連携を密にし、推進組織を整備します。

NPO法人やプロスポーツ団体との連携を図り、地域における自信と誇りを高め、スポーツ活動の普及や活性化を推進します。

高齢者や障害者が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及等に努めます。

（競技スポーツの総合的な向上）

関係団体の組織拡充を図るとともに選手強化のための体制作りを支援します。

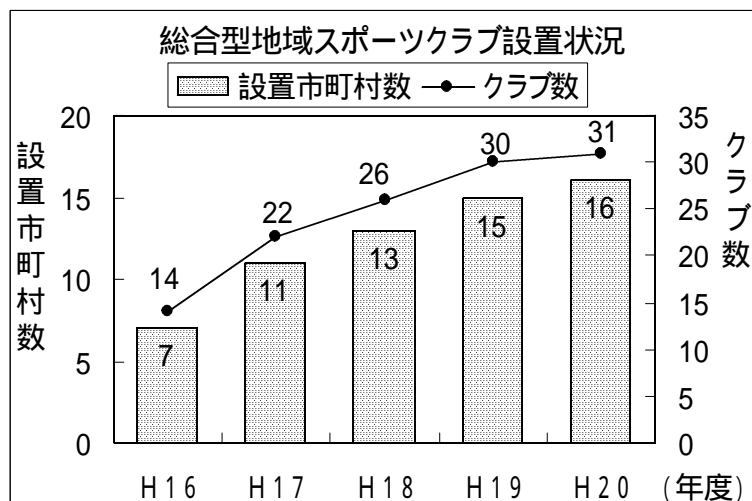
ジュニア期を通して発達段階に応じた一貫指導が行えるよう、関係者の連携・協力が図れる指導体制の整備を促進します。

優秀選手の確保とともに、選手の育成・強化のために、ジュニア期から一貫性のある育成強化システムの確立、ジュニアクラブの育成支援及び中・高校における競技水準の向上や部活動の活性化などに取り組みます。

指導力の高い指導者の養成確保に努めます。

総合型地域スポーツクラブ

..... 地域を拠点として、地域の子どもから高齢者まで様々な人々が、それぞれの好みに応じて気軽に参加できるように地域住民により自主的・主体的に運営され、スポーツと文化の両面を兼ね備えたクラブのことをいいます。



施策の方向性 6

鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり

教育行政は、国、県、市町村との適切な役割分担と相互協力の下、公正かつ適正に行われなければなりません。教育の実施に当たっては、国、県、市町村それぞれの立場での取り組みが不可欠であるとともに、それぞれの経済的・社会的条件等に応じた施策を策定し実施することで、住民の期待に応え、その責任を果たすことになるのです。

また、教育は、多くの関係者の取り組みにより社会全体で担われるものであり、教育委員会や学校、PTAはもちろん、首長部局をはじめ、企業や大学、NPO、地域住民など各分野において行われている様々な活動と適切な連携や支援を図り、相互の活動がより効率的、効果的に推進されるよう配慮することが求められます。

鳥取県教育委員会では「自立した 心豊かな 人づくり」という基本理念のもとに策定した「鳥取県教育振興基本計画」を円滑に推進するために、市町村教育委員会をはじめ関係機関や団体等と連携し、県民のニーズを十分考慮して各種施策を実施しなければなりません。

特に、急速に変化する社会情勢の中、教育活動に対するニーズは多種・多様化しています。このため教育委員会は、教育に関する情報を積極的に提供するとともに、学校現場や保護者、地域社会のニーズなどを的確に捉え、施策に反映できるように、その組織・機能を一層充実・強化していく必要があります。

あわせて、県内の高等教育機関との連携・協力をより一層推進することで、県内各学校と大学等との連携・接続、生涯学習に関する学習機会や学習情報の提供、リーダー養成などのより一層の充実・振興を図ることが求められています。

こうした取組の方向に基づく施策を通じて、以下のような目標の実現を目指します。

県民に信頼される、開かれた教育行政を目指します。

「自立した 心豊かな 人づくり」の基本理念の下における、鳥取県教育振興基本計画の確実な実施を目指します。

施策目標

- (1) 県民との協働による開かれた教育行政の推進
- (2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

(1) 県民との協働による開かれた教育行政の推進

【 現状と課題 】

(県民とともに進める開かれた教育行政)

鳥取県の次代を担う人づくりのためには、学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政機関それぞれが教育に果たす役割や責任を自覚し、相互に連携・協力・支援を行いながら、県民全体で取り組むことが必要です。

まずは、行政として、県民の意見や要望等をしっかりと受け止め、それを施策に反映させるとともに、様々な情報を広く提供しながら、開かれた教育行政を進めていくことが必要です。

(教育問題等への対応)

専門化する多種・多様な教育問題等に対し、迅速かつ的確に対応が求められています。

(鳥取県教育振興基本計画の確実な推進)

教育基本法に基づき策定した「鳥取県教育振興基本計画」の確実な推進が求められています。

【 目指すところ 】

(県民とともに進める開かれた教育行政)

学校はもとより、教育委員会が地域に開かれ、地域から信頼され、「人づくり」に対する考え方を地域と共有し、地域とともに教育・人づくりを進めることを目指します。

(教育問題等への迅速かつ的確な対応)

専門化する多種・多様な教育問題等に、迅速かつ的確に対応する仕組みや体制を構築します。

(鳥取県教育振興基本計画の確実な推進)

鳥取県教育振興基本計画の県民への普及啓発と施策目標ごとに設定している「目指すところ」「数値目標」の達成に向けて、確実な推進を旨とします。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
「鳥取県教育振興基本計画」数値目標達成率	0%	100%

【 取組の方向 】

(県民とともに進める開かれた教育行政)

県民の教育に関する理解と関心を高める取組みを推進します。
県民からの声を教育行政に活かすため、より一層の情報提供と広報公聴活動を行います。
教育委員会事務の点検・評価制度の適正な実施と教育施策への確実な反映を行います。

(教育問題等への対応)

多種・多様な教育問題等に対して、迅速かつ適切に対応することができる組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制について検討します。

(鳥取県教育振興基本計画の確実な推進)

鳥取県教育振興基本計画を確実に推進します。

(2)市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

【 現状・課題 】

(市町村との連携・協力体制の充実)

国・県・市町村の役割分担と責務の明確化、必要な情報や意識の共有を図り、連携・協力体制を充実することが必要です。

(高等教育機関との連携・協力の一層の推進)

将来にわたる地域の産業・文化の創出と発展・活性化には、自ら考える知の地域づくりが必要であり、その拠点として高等教育機関の機能強化が不可欠です。

県内の産業振興や地域活動、教育活動等の高等教育機関に対するニーズは高いが、研究成果や人材の活用等については十分な理解や連携が図られていない状況があります。

18歳人口は減少しつつあり、入学生を確保するに当たっては、高等教育機関の魅力向上と県民（保護者）に対する周知が不足しています。

【 目指すところ 】

(市町村との連携・協力体制の充実)

市町村教育委員会との連携・協力体制の構築と支援内容を充実します。

(高等教育機関との連携・協力の一層の推進)

高等教育機関が教育・研究機能を向上し、優秀な人材を育成します。

県内の高等教育機関と地域(行政等)、学校等との連携・協力体制が一層充実し、連携事業が増加します。

県内の高等教育機関が魅力向上を図り、定員充足率が向上します。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
市町村教育委員会の「指導主事」配置率	17市町村	全市町村

【 取組の方向 】

(市町村との連携・協力体制の充実)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に新たに規定された、市町村教育委員会の共同設置、指導主事配置の努力義務化、市町村教育委員の研修などについて、市町村教育委員会の意見を聞きながら取組みを充実していきます。

(高等教育機関との連携・協力の一層の推進)

県内生徒の高等教育機関への進学機会を確保するため、地域が求める「人財」を養成するカリキュラムの充実など、県内高等教育機関の一層の充実に協力します。

高等教育機関等と県内企業との共同研究を拡大すること等により、高等教育機関等が研究活動で大きな成果を上げることが期待されます。

高等教育機関・専門高校と地域産業界が協働・連携し、鳥取のものづくりを支える将来の専門的職業人及び地域産業界のニーズに応じた職業人の育成を支援します。また、液晶や情報通信システムに対応できる高度な知識・技術を持つ人材の創出を支援します。

県内の高等教育機関、学校、教育委員会等が、より一層の連携を図り、相互の特色ある機能を活用し、それぞれの教育力の向上を図り、教育上の諸課題への対応策を検討・実践することで、鳥取県教育の自立を推進します。

高等教育機関の公開講座等との連携を図り、住民が学習する機会拡大に努めます。

【再掲1-(3)】

「施策」の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 進捗状況の点検及び計画の見直し

鳥取県教育振興基本計画を着実に推進するためには、事業量を指標とするのではなく、成果を指標とする目標の設定及び定期的な点検・評価とその結果のフィードバックが不可欠です。

このため、この計画の達成に向けて、毎年度実施する「教育委員会の点検・評価」の中で、計画の年度ごとの成果の進捗状況を点検・評価し、結果を反映させることにより、施策を確実に実現していきます。

このたびの鳥取県教育振興基本計画は、5年間に取り組むべき具体的な方向性について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行う必要があります。

教育委員会の点検・評価

…… 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会は、平成20年度から毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが必要となりました。

(2) 新たに検討が必要となる事項への対応

県は、今後5年間で、本計画に基づいて本県教育の振興に取り組みを進めますが、一方で、急速に変化する社会情勢のなかで、対応すべき教育課題も日々刻々と変化していくことが見込まれます。

そのため、この計画の実施期間においても、毎年度点検・評価を行う中で、必要に応じて適時適切に新しい教育課題に対する検討を進めるなど、迅速かつ確かな対応を行っていきます。

参考：数値目標一覧

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり

指 標	現況値	目標値
1 「心とからだいきいき（食読遊寝）キャンペーン」保護者認知・実施率【再掲1-(2)】	認知率 41.3% (H19 37.8%)	100%
2 自治会単位の「人権学習会（小地域懇談会）」実施市町村	18市町村	19市町村
3 「鳥取県家庭教育推進協力企業」認定企業数	162社(H20.12)	280社(H22)
4 「学校支援地域本部」設置数	2箇所	10箇所
5 「放課後子ども教室」設置市町村数	9市町村	14市町村
6 「とっとりマスター」認定者数	1人	10人
7 「人権教育指導者養成講座受講者」満足度	93%	常時80%以上
8 県立博物館入館者数	6.1万人(H19)	6.8万人
9 公立図書館の個人貸出冊数（人口一人当たり）	4.65冊 (H19実績)	5.2冊 /全国15位以内

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

指 標	現況値	目標値		
1 大学・短大等進学率	43.9% (H19)	50.0% (H30)		
2 学校以外で平日60分以上学習（宿題や予習・復習）している児童生徒（小6,中3）の割合【再掲1-(2)】[全国学力・学習状況調査で評価]	小6:52.6% 中3:64.0%	小6:60.0% 中3:70.0%		
3 学力の二極化傾向の解消 [全国学力・学習状況調査及び高校入試結果で評価]	二極化の傾向	二極化の解消		
4 (小中)将来の夢や目標を持っている児童生徒の増加 (高校)進路希望の実現のため目標に向かって努力している生徒の増加 [全国学力・学習状況調査及び高校生アンケートで評価]	小6:81.2% 中3:69.5% 高2:47.1%	対前年増		
5 学ぶ意欲・態度に関する項目の肯定的な回答の増加 [全国学力・学習状況調査及び高校生アンケートで評価]	小6:59.8% 中3:51.5% 高2:40.8%	対前年増		
6 小中学校で「道徳の時間」の授業の公開状況 (全て又は一部の学級で実施)	小 :99.3% 中 :100%	100%に 近づける		
7 朝の一斉読書（朝読）の実施率 朝の一斉読書...読書活動による様々な効果を期待し、全校で一斉に読書を行う時間帯を設定する「全校一斉読書[実施率は()]」の代表的なもの	小:97(100)% 中:94(96.7)% 高:41.7(45.8)%	小: 100% 中: 100% 高: 60%		
8 1日に全く読書をしない児童生徒 [全国学力・学習状況調査で評価]	小6:30.8% 中3:16.7%	限りなく0に 近づける		
9 2年に1回は児童生徒が文化芸術に触れる機会を持つように努める。 (学校における鑑賞教室等に関する実態調査より)【再掲4-(1)】	71.8%	100%		
10 小・中学校とも不登校の出現率の減	H19)小 :0.43% 中 :2.53% 高 :1.52%	全国平均を下回る とともに、限りなく0に近づける。		
11 体力調査結果を親世代（s53～57）の平均値に近づける	50m 走	親世代の平均 (s53～57)	現在 (H20)	
	小5男	9.05秒(100%)	9.28秒(97.5%)	9.23秒(98%)
	小5女	9.26秒(100%)	9.59秒(96.6%)	9.45秒(98%)
	中2男	7.86秒(100%)	8.01秒(98.1%)	7.86秒(100%)
	中2女	8.65秒(100%)	8.80秒(98.3%)	8.65秒(100%)
	ボール投げ			
	小5男	31.0m(100%)	27.4m(88.4%)	27.9m(90%)
小5女	17.6m(100%)	15.3m(86.9%)	15.8m(90%)	
中2男	22.3m(100%)	21.7m(97.3%)	22.3m(100%)	
中2女	14.5m(100%)	13.4m(92.4%)	14.5m(100%)	

指 標		現況値	目標値
12	「校内性教育推進委員会」設置率（県立学校設置率：100%）	小:40% (H19) 中:71%	100%
13	中学、高校において薬物乱用防止教室の開催率	中:65.0% (H19) 高:79.2%	100%
14	食に関する指導年間計画の作成率	小:69% (H19) 中:55% 高:22%	100%
15	朝食喫食率【再掲1-(2)】	小5:89.6% 中2:87.9% 高2:80.3%	100%
16	学校給食用食材の県内産使用率	54%	60%
17	栄養教諭の全市町村への配置	3町	全市町村
18	情報モラル教育の実施（高校での実施率：100%）	小:61.5% 中:80.0%	100%
19	環境教育全体計画の作成及び改善	小:72/148 校 中:21/ 60 校	100%
20	学校における TEAS ・ 種(鳥取県版環境管理システム)取得の促進 小・中学校 = 種、高・特 = 種 取得学校数 小: 18/148校、中: 9/60校、高: 10/24校、特: 2/7校	小: 12.2% 中: 15.0% 高: 41.7% 特: 28.6%	小: 25% 中: 30% 高: 100% 特: 100%
21	新聞やテレビのニュースなどに関心を持つ生徒の増加 [() は全国平均] 学力・学習状況調査 今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある生徒の増加 [() は全国平均] 人が困っているとき、進んで助ける生徒の増加 [() は全国平均] 今住んでいる地域の行事に参加する生徒の増加 [() は全国平均]	小:61.0(66.1)% 中:63.1(64.1)% 小:43.4(48.2)% 中:20.6(23.5)% 小:93.0(92.4)% 中:90.5(90.5)% 小:77.5(77.7)% 中:71.7(72.7)% 小:74.8(59.9)% 中:43.5(37.0)%	肯定的な回答率の増加
22	小学校教員による保育所・幼稚園での保育体験研修の実施	4市町村	全ての市町村
23	幼稚園、保育所及び小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定	未調査	全ての小学校区で実施
24	「子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）」の作成と小学校への送付（平成22年度以降に就学する児童から対象）	H22から施行	全ての保育所で実施
25	幼稚園の自己評価及び結果公表（平成20年度～）	評価 75% (H18)	100%
26	「認定こども園」の設置	0施設	10施設 (H30)
27	個別の教育支援計画の策定 (H20公立幼小中高)	27.3%	80%
28	個別の指導計画の作成 (H20公立幼小中高)	84.9%	100%
29	特別支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率の向上	50.0% (H19)	75%以上
30	該当障害種に関する 特別支援学校免許状保有率の向上	特別支援学校教職員 79.0% 特別支援学級教員 38.0%	90%以上 40%以上

3 学校教育を支える教育環境の充実

指 標		現況値	目標値
1 学校評議員制度の設置率（類似制度含む） cf：高・特＝100%（H20）		幼：44.4% 小：95.3% 中：93.3%	幼：100% 小：100% 中：100%
2 学校評価制度（自己評価の公表率） cf：高・特＝100%（H20）		幼：33.3% 小：33.8% 中：14.8%	幼：100% 小：100% 中：100%
3 学校評価制度（学校関係者評価の実施・公表率） cf：高・特＝100%（H20）		実施率 幼：0.0% 小：50.9% 中：42.6%	公表率 幼：0.0% 小：36.3% 中：23.1%
4 学校評価制度（県立学校への第三者評価制度の導入）		高校2校,特別支援 学校1校試行中	H25までに 制度を導入
5 公立学校の耐震化率の向上 耐震化率……全建物のうち、耐震性がある棟数（昭和57年以降 建築の棟数、昭和56年以前建築で耐震性がある棟数、 耐震補強済みの棟数）の割合を指す。		高：47.0% 特：82.6% 小中：58.7% 幼：55.6%	高：90% 特：100% 小中：80% 幼：100%
6 学校地域安全マップを全ての小学校において作成		82.0%（H19）	全ての小学校

4 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用

指 標	現況値	目標値
2 ・県指定文化財の新規指定件数	231件(H21.1)	15件

5 スポーツの振興

指 標	現況値	目標値
1 総合型地域スポーツクラブを設立（平成28年度目標）	16市町 31クラブ*	旧39市町村(H28)
2 県民（成人）の運動・スポーツ実施率	44.3%（H16）	50%以上
3 国民体育大会 常時30位台の成績を確保	46位（H20）	常時30位台

6 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり

指 標	現況値	目標値
1 「鳥取県教育振興基本計画」数値目標達成率	0%	100%
2 市町村教育委員会の「指導主事」配置率	17市町村	全市町村